

東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議（第２２回）

会 議 次 第

平成２８年７月２５日(月)
午前１０時００分から１２時００分
総合庁舎１階 多目的ホール

１． 開会

２． 議事

（１）利用者負担について【資料１】

（２）子ども・子育て支援事業計画における確保策の状況について【資料２】

（３）子育て支援員について【資料３】

（４）その他

・ 幼保連携検討部会からの報告について【資料４】

３． 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
2	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	大庭 悦子
3	東大阪労働組合総連合委員	甲斐 龍子
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
6	東大阪市立小学校長会役員	園田 彦一
7	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
8	保育所保護者	中泉 あゆみ
9	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	小学校児童保護者	西濱 靖子
12	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	行天 邦善
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会計	原田 一平
14	御厨保育所所長	古川 玲子
15	東大阪市私立保育会会長	森田 信司
16	東大阪大学副学長	吉岡 真知子

東大阪市子ども・子育て会議（第22回） 配席表

入口

関川
会長

○

中泉委員 ○
中西委員 ○
西尾委員(代理) ○
西濱委員 ○
原田委員 ○
森田委員 ○

○ 井上委員
○ 甲斐委員
○ 行天委員
○ 櫛田委員
○ 阪口委員(代理)
○ 園田委員
○ 竹村委員

傍
聴
席

○ ○ ○ ○ ○ ○

社会教育部長 安永
学校教育部長 清水
教育委員会事務局理事 田村
副市長 立花
子どもすこやか部長 奥野
子ども子育て室長 奥田

○ ○ ○ ○ ○ ○

青少年スポーツ室長 泉
学校教育部次長 松田
子ども家庭課長 菊地
保育室長 関谷
子どもすこやか部次長 川西
施設指導課長 大川

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

青少年スポーツ室次長 増田
学事課長 石橋
母子保健・感染症課
子ども見守り課長 竹山
保育室次長 浅井
子育て支援課長 栗橋
子ども応援課長 村野

配 布 資 料 一 覧

- 【資料 1】 利用者負担について
- 【資料 2－1】 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況
- 【資料 2－2】 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 関係資料
- 【資料 3】 保育の担い手確保について
- 【資料 4－1】 H29 幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目及び決定
事項について
- 【資料 4－2】 第 7 回子ども・子育て会議幼保連携検討部会資料

利用者負担について

平成28年7月25日

平成29年度利用者負担の見直しについて

平成27年度利用者負担額

- 2号・3号認定の国の基準額が新制度前と同水準
- 認定こども園では1号認定・2号・3号認定児童がともに在籍することから利用者負担額についても同じ考え方で決定すべき



- ・1号認定、2号・3号認定ともに階層区分は、国基準とし、平成29年度までの2年間について、国基準額の72.5%で設定
- ・平成29年度には、利用者負担の軽減率を検討する。

平成29年度利用者負担額の検討にあたって

- 1号利用者負担額を国基準の72.5%で設定することでの市の財源
- 新制度開始に伴う近隣市区町村の利用者負担額の状況

平成28年度利用者負担額表

1号認定利用者負担額

階層区分	定 義	市基準額	
O10	被生活保護世帯及び中国残留邦人の自立支援給付需受給世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2B	市町村民税非課税世帯(O10・O2A階層を除く)	第1子	6,590
		第2子	3,290
		第3子	0
O3A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	10,940
		第2子	5,470
		第3子	0
O3B	市町村民税所得割課税額77,100円以下(O3A階層を除く)	第1子	11,670
		第2子	5,830
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	14,860
		第2子	7,430
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	18,630
		第2子	9,310
		第3子	0

2号・3号認定利用者負担額

階層 区分	定 義	市基準額						
		年齢	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		認定 区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
O10	被生活保護世帯等	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2A	市町村民税非課税世帯 であって母子(父子)世 帯・在宅障害児(者)のい る世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2B	市町村民税非課税世帯 (O10・O2A階層を除く)	第1子	6,520	6,520	4,350	4,350	4,350	4,350
		第2子	3,260	3,260	2,170	2,170	2,170	2,170
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3A	市町村民税所得割課税額 48,600円未満であって母子 (父子)世帯・在宅障害児 (者)のいる世帯	第1子	13,410	13,260	11,230	11,090	11,230	11,090
		第2子	6,700	6,630	5,610	5,540	5,610	5,540
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3B	市町村民税所得割課税 額48,600円未満(O3A階 層を除く)	第1子	14,130	13,990	11,960	11,810	11,960	11,810
		第2子	7,060	6,990	5,980	5,900	5,980	5,900
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	第1子	21,750	21,460	19,570	19,280	19,570	19,280
		第2子	10,870	10,730	9,780	9,640	9,780	9,640
		第3子	0	0	0	0	0	0
D02	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	第1子	32,260	31,820	30,080	29,630	27,730	24,620
		第2子	16,130	15,910	15,040	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0
D03	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	第1子	44,220	43,570	32,740	29,630	27,730	24,620
		第2子	22,110	21,780	16,370	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0
D04	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	第1子	58,000	57,130	32,740	29,630	27,730	24,620
		第2子	29,000	28,560	16,370	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0
D05	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	第1子	70,180	67,070	32,740	29,630	27,730	24,620
		第2子	35,090	33,530	16,370	14,810	13,860	12,310
		第3子	0	0	0	0	0	0

市負担部分の推移(平成26年・27年・28年比較)

1号認定児童・私立幼稚園児童にかかる市負担額の推移

1号認定児童・幼稚園児童	平成26年度 (単位:千円)	平成27年度 (単位:千円)			平成28年度見込み(単位:千円) ※平成27年度の一人当たり単価にH28. 4.1在籍 数を乗じて算出		
	私立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園	合計	私立幼稚園	認定こども園	合計
①対象人数(月平均在籍人数)	4,136	3,003	934	3,937	2,486	1,500	3,986
就園奨励費	565,981	423,729		423,729	350,779		350,779
②市負担部分(2/3)	377,321	282,486		282,486	233,852		233,852
③就園奨励費補助金	62,777	45,513		45,513	37,677		37,677
就園奨励費・就園奨励補助金 計	440,098	327,999		327,999	271,529		271,529
施設型給付費	私学助成 (大阪府)	私学助成 (大阪府)	359,374	359,374	私学助成 (大阪府)	577,153	577,153
④市負担部分			155,314	155,314		249,433	249,433
うち市保育料軽減部分(国基準27.5%)			(43,665)	(43,665)		(75,513)	(75,513)
⑤市負担部分 合計②+③+④	440,098	327,999	155,314	483,313	271,529	249,433	520,962
児童一人当たり市負担額 ⑤/①	106	109	166	123	109	166	131

2号・3号認定児童にかかる市負担額の推移

2号・3号認定児童にかかる 市負担額の推移	平成26年度 (単位:千円)	平成27年度 (単位:千円)				平成28年度見込み(単位:千円) ※平成27年度の一人当たり単価にH28. 4.1 在籍数を乗じて算出			
	保育園	保育園	認定こども 園	小規模 保育施設	合計	保育園	認定こども 園	小規模 保育施設	合計
①対象人数 (月平均在籍人数)	5,982	4,818	1,457	92	6,367	3,767	2,704	224	6,695
公費負担分+補助金(国・市)	5,948,328	5,083,600	1,369,844	220,459	6,673,903	3,974,662	2,542,250	536,769	7,053,681
②うち市負担分	4,043,889	2,555,805	701,107	82,932	3,339,844	1,998,271	1,301,163	201,921	3,501,355
②のうち 市保育料軽減部分 (国基準の27.5%)	(612,706)	(511,128)	(135,338)	(8,426)	(654,892)	(383,369)	(281,048)	(22,496)	(686,913)
児童一人当たり市負担額 ②/①	676	530	481	901	525	530	481	901	523

児童一人当たりの市負担額の推移

	児童数(1号・2号・3号認定・ 私立幼稚園)	市負担額 (単位:千円)	児童1人当たりの 市負担額(単位:千円)
平成26年度	10,118	4,483,987	443
平成27年度	10,304	3,823,157	371
平成28年度見込み	10,681	4,022,317	377

大阪府下各市の状況

東大阪市の保育料

1号認定利用者負担額
2号・3号認定利用者負担額

国基準の72.5%

大阪府各市の利用者負担額

	府下平均	軽減率が最も低い市		軽減率最も高い市	
1号認定 利用者負担額	76.7%	100%	松原市 寝屋川市	55.0%	羽曳野市
2号・3号認定 利用者負担額	69.5%	78.0%	和泉市	55.0%	摂津市

提案

- ・近隣市の利用者負担額との比較において、東大阪市の利用者負担額の軽減率は概ね平均的であること。
- ・平成27年度・平成28年度見込みの市の負担額について、平成26年度との比較では減少している一方、新制度移行後は1号・2号・3号認定全体で市の負担額は増加傾向にあること。
- ・税の再分配の公平性の観点から、教育・保育施設利用児童への支援と在宅児童への支援のバランスを考慮する必要があること。



東大阪市の利用者負担額について、1号認定、2号・3号認定利用者負担額ともに、現状の国の基準額に対し72.5%での設定で据え置きとしたい。

今後の取り組み

東大阪市の市としては、「安心して子どもを産み育てるまち」として、国の幼児教育の段階的無償化の取り組みの動向等を踏まえ、引き続き利用者負担について検討してまいりたい。

大阪府下各市の拡充施策状況

	1号認定基準額			2号・3号認定基準額		
	軽減率 (平均)	基準額備考	多子・ひとり親世帯への 軽減拡充措置	軽減率 (平均)	備考	多子・ひとり親世帯への 軽減拡充措置
泉大津市	70.0%		無	70.0%		無
河内長野市	70.0%		無	70.0%		無
泉佐野市	87.0%	・国基準額に対し、市民税所得割額課税世帯は一律4,000円減、市民税所得割額非課税世帯は一律2,000円減で設定。 ・公立幼稚園については、経過措置として市民税所得割額課税世帯は一律10,000円で設定(平成27・28年度のみ)。	無	70.0%		無
阪南市	72.5%	公立の1号認定については平成28年度までは経過措置として、3歳児は12,000円、4～5歳児は10,000を上限額としている。	無	72.5%		無
大阪市	82.9%	5歳児無料化	無	69.1%	5歳児は平成27年度の50%以下で設定	無
柏原市	70.0%		無	70.0%		無
四條畷市	75.0%		無	75.0%		無
豊中市	75.0%		多子軽減の拡充 ひとり親世帯 所得制限なし 年齢制限なし 対象:全在園児童 2子目半額 3子目以降無償 2人親 所得制限なし 年齢制限なし 3子目以降半額	75.0%		多子軽減の拡充 ひとり親世帯 所得制限なし 年齢制限なし 対象:全在園児童 2子目半額 3子目以降無償 2人親 所得制限なし 年齢制限なし 3子目以降半額
松原市	100.0%		無	75.0%		無
富田林市	60.0%		無	60.0%		無
羽曳野市	55.0%		無	70.0%		無
箕面市	93.0%	公立幼稚園については、国基準額で10,000円以上の階層は10,000円としている。他の階層は国基準額どおり。	検討中	73.5%		検討中

	1号認定基準額		2号・3号認定基準額	
	軽減率 (平均)	基準額備考	軽減率 (平均)	基準額備考
門真市	62.0%	・市内私立幼稚園の利用料金の平均に就園奨励費補助を適用した額に対して、2号・3号認定の保育料を超えないよう調整。 ・27年度までの市立幼稚園入園児童について経過措置として旧保育料と新保育料とを比較して安い方の保育料を適用	65.0%	概ね新制度移行前の保育料と同額となるよう設定し、保護者の負担を極力発生させないよう配慮している。
藤井寺市	87.0%	・国基準の5階層を8階層に細分化し、3歳については、最高額の25,700円に設定。4.5歳については、公立幼稚園・保育所保育料との兼合いもあるため、最高額を22,000円に設定している。 ・公立幼稚園については、経過措置として上限8,000円（平成29・30年度についても設定予定）	70.0%	
和泉市	84.0%	平成26年度の市立幼稚園在園児に限り、別表「1号認定子ども保育料」による保育料が10,000円を超える場合は、10,000円としている。	78.0%	多子軽減拡充 ひとり親世帯・2人親世帯 所得制限なし 年齢制限：18歳未満 対象：全在園児童 4子目以降無償
枚方市	82.0%	国とは別の階層区分	65.0%	国とは別の階層区分
茨木市	75.0%		75.0%	
八尾市	70.0%		62.0%	直近の保育料改正が、平成11年に実施したもので、当時の国の徴収基準額の5割から8割の額で設定 ※但し、保育単価が限度となるものについては、保育単価を超えないよう、保育単価の約8割程度に調整。
寝屋川市	100.0%	国とは別の階層区分	66.0%	国とは別の階層区分
岸和田市	75.0%		72.5%	
摂津市	60.0%		55.0%	
池田市	74.8%		72.5%	
堺市	91.5%		67.5%	多子軽減 ひとり親世帯・2人親世帯 所得制限なし 年齢制限なし 対象：3歳未満児 3子目以降無償
高槻市	70.0%		70.0%	

・就学前児童の学校教育・保育について

N o	①資料2-2 ページ数	②事業名	③事業概要等	④提供区域	⑤平成27年度 計画上の確保 (数) 方策	⑥平成27年度 確保状況	⑦平成27年度 事業実績	⑧平成27年度 確保に向けた具体的な取り組み	⑨平成27年度 事業実績に対する評価	⑩平成28年度確保策及び今後の課題	⑪事業所管課	⑫事業計画 ページ
(1)	P 1	就学前児童の学校教育・保育の提供体制	≪事業内容≫幼児期における質の高い学校教育・保育の提供と待機児童等の解消に向けて、幼保連携型認定こども園への移行及び小規模保育施設の整備を推進する。	市域全体	新規確保数 2号認定 580人 3号認定 (0歳) 111人 3号認定 (1・2歳) 344人	2号認定 527人 3号認定 (0歳) 95人 3号認定 (1・2歳) 358人	平成27年度施設整備数 認定こども園 4園 小規模保育施設 10園 (参考) 平成26年度施設整備数 認定こども園 2園 小規模保育施設 5園	幼稚園からの幼保連携型認定こども園整備を4園、小規模保育施設の整備を10園実施し、2号認定で219人、3号 (0歳) で58人、3号 (1・2歳) で220人の確保を行った。	平成26年度・27年度の整備において、2号認定で527人、3号 (0歳) で95人、3号 (1・2歳) で358人の確保を行ったが、3号 (0歳) において、確保方策を16人下回っている状況にある。	・平成28年度においても、幼稚園からの幼保連携型認定こども園への移行整備や小規模保育施設の整備を実施する。 ・幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行時にすでに3号 (0歳) の受入が困難であったため、確保方策が下回ったと考える。幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行した園に状況整い次第、3号 (0歳) の受入を促していく。	施設指導課	P 70

・地域子ども・子育て支援事業

N o	①資料2-2 ページ数	②事業名	③事業概要等	④提供区域	⑤平成27年度 計画上の確保 (数) 方策	⑥平成27年度 確保状況	⑦平成27年度 事業実績	⑧平成27年度 確保に向けた具体的な取り組み	⑨平成27年度 事業実績に対する評価	⑩平成28年度確保策及び今後の課題	⑪事業所管課	⑫事業計画 ページ
(2)	P 2	延長保育 (時間外保育) 事業 (開所時間を超えた後の延長)	平成26年度現在：11時間の開所時間を超えて保育を実施する。 ≪実施場所≫各保育所 (園)	市域全体	年間確保数 1,872人	－	【民間保育施設】 実施箇所数 64園 延べ利用児童数 67,919人 うち標準時間 49,099人 短時間 18,820人	計画上の確保数は登録人数を年間確保数としているが、現状で利用ニーズに対応した供給量を満たしている。(延長保育は、希望があれば、受け入れる必要があるため。)	計画上の確保数は登録人数を年間確保数としているが、現状で利用ニーズに対応した供給量を満たしている。(延長保育は、希望があれば、受け入れる必要があるため。)	【民間保育施設】 必要量は満たしており、今後も継続して事業継続を行っていく。	子育て支援課	P 80
							【公立保育所】 利用児童数 14,263人	計画上の確保数は登録人数を年間確保数としているが、現状で利用ニーズに対応した供給量を満たしている。(延長保育は、希望があれば、受け入れる必要があるため。)	計画上の確保数は登録人数を年間確保数としているが、現状で利用ニーズに対応した供給量を満たしている。(延長保育は、希望があれば、受け入れる必要があるため。)	【公立保育所】 必要量は満たしており、今後も継続して事業継続を行っていく。	保育室	
(3)	P 3・4・5	留守家庭児童育成事業	平成26年度現在 ≪対象≫小学校低学年 (1年生から3年生) ≪事業内容≫下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図る。 ≪実施場所≫市立小学校内 ※本市では小学校敷地内で運営されている留守家庭児童育成クラブに補助を行い、留守家庭児童育成事業を施策として展開する。 ※運営委員会方式 (各校区において自治会をはじめ、地域関係団体および学校の協力のもと、運営委員会を組織し、留守家庭児童の健全育成を図るため、遊びを主とした生活指導を行う留守家庭児童育成クラブを開設・運営するもの)	小学校区	新規確保数 1,070人	1,009人	平成27年度からは、施設整備を行ったクラブから対象を小学校6年生までとし、すべてのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を行った。 在籍児童数 3,139人 (H27年5月現在)	プレハブ教室の設置等、施設の整備をすすめた結果、平成27年度において1,009人の利用拡大枠を確保した。	平成27年度計画上の確保方策である1,070人に達していないが、定員3,959人に対して利用児童数が3,371人のため、ニーズを充足していると考えている。	平成26年度、平成27年度においてプレハブ教室の設置等、施設の整備をすすめた結果、平成28年度より全クラブにおいて小学校6年生までの受け入れが可能となっている。今後については、児童の入会状況等の推移をみながら整備を進めていく。	青少年スポーツ室	P 81
(4)	P 6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	●平成26年度現在 ≪対象≫保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合 ≪事業内容≫児童養護施設などにおいて児童を預かる。 ≪実施場所≫ 児童養護施設 (6施設)	市域全体	新規確保数 300日	300日	実施施設 児童養護施設5施設・乳児院1施設 利用実績 ショートステイ 23人、延232日 トワイライトステイ 0人、延0日	既存施設の受入幅拡大により新規確保数を確保している。	現状の供給量内で利用希望者のニーズには対応できているが、事業の認知度を上げていく必要がある。	支援を必要とする家庭に広く周知する必要がある。また、送迎手段の確保が困難なため利用できない保護者に対する支援が課題であり、支援策の検討を行っていく。	子ども見守り課	P 85
(5)	P 7・8	地域子育て支援拠点事業	●平成26年度現在 【子育て支援センター (旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根)】 ≪対象≫就学前児童と保護者 ≪事業内容≫公共施設や保育所 (園) 等の地域の身近な場所での、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施する。 ≪実施場所≫5施設で実施 【つどいの広場】 ≪対象≫就学前児童と保護者 ≪事業内容≫主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置する。 ≪実施場所≫16箇所で開催	リージョン	新規確保数 2,239人回	2,239人回	【子育て支援センター (子ども・保護者)】 実施箇所数 5か所 年間延利用者数 旭町 36,670人 荒本 16,010人 長瀬 16,863人 鴻池 13,468人 楠根 20,596人	子育て支援センター5か所にて事業を実施している。	利用者のニーズに合わせながら、今後も継続して事業継続を行っていく。	【子育て支援センター】 利用者の子どもの年齢が低くなり、ニーズに合うよう、年度ごとに検討していくことが必要。また、支援の場に出てこれない親子への支援が課題である。	保育室	P 86
							【つどいの広場】 実施箇所数：17か所 平成27年11月にA地域に新たに1ヵ所開設し計17ヵ所で実施 延べ利用者組数40,405組	計画では平成31年度までに「つどいの広場」「支援センター」の整備を予定しているA地域・D地域・C地域のみ抜粋して記載。 平成27年度の確保状況についてはA地域にて1か所開設し、2,239人回を確保した。	新たに開設した「つどいの広場」は、A地域山手側 (立花町) での開設となり、支援の場が広がった。	【つどいの広場】 小さい子どもを連れてベビーカーで行ける身近なつどいの広場では、0,1歳など低年齢の子どもたちの利用が増えている。育児不安や育児困難を抱える人々たちも増えており、さらに関係機関と連携を図っていくことが必要である。	子育て支援課	

N o	①資料2-2 ページ数	②事業名	③事業概要等	④提供区域	⑤平成27年度 計画上の確保 (数) 方策	⑥平成27年度 確保状況	⑦平成27年度 事業実績	⑧平成27年度 確保に向けた具体的な取り組み	⑨平成27年度 事業実績に対する評価	⑩平成28年度確保策及び今後の課題	⑪事業所管課	⑫事業計画 ページ		
(6)	P 9	一時預かり事業 ① 幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）	平成26年度現在：教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施する。 新制度：幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられている。 《実施場所》各幼稚園・認定こども園	市域全体	－	－	【認定こども園】 実施箇所数 6園 延べ利用児童数：48,713人	認定こども園の1号認定児および公立幼稚園の在園児に対する延長保育であり、現状では需要が生じた場合にはそれに対応しているため、必要見込み量は満たしている。	ニーズに対応した供給量の確保ができています。	【認定こども園】 必要量は満たしており、今後も継続して事業継続を行っていく。	子育て支援課	P 90		
							【公立幼稚園】 預かり保育時間を1時間延長し、14時から16時300円、14時から17時400円で実施した。 述べ利用人数：21,439人	認定こども園の1号認定児および公立幼稚園の在園児に対する延長保育であり、現状では需要が生じた場合にはそれに対応しているため、必要見込み量は満たしている。	ニーズに対応した供給量の確保ができています。	【公立幼稚園】 必要量は満たしており、今後も継続して事業継続を行っていく。	学事課			
(7)	P 10・ 11・12	一時預かり事業 ②－1 一般型（就労型）	新制度：主に就労しているが保育所（園）に入所できない場合や不定期の就労に対応。実施主体や施設基準は従来の一時預かり事業と同様に既存の保育所（園）や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行う事業である。 《実施場所》各保育所（園）・認定こども園	市域全体	新規確保数 14,544人日	12,976人日	【公立施設】 利用児童数 3,073人	【公立施設】 岩田保育所、石切幼稚園の開設により確保を図った。 岩田保育所 2,880人日 石切幼稚園 2,400人日	一般型の創設により、受入れ側、利用者側ともに利用しやすくなったこともあり、一定の受入数を確保したが、目標数には至っていない。	【公立施設】 事業の必要性は高く、受け入れ体制を増加し、今後も継続していく。 【民間保育施設】 受入数が大幅に増えたが、一方職員体制が確保できず事業継続が困難な施設もある。今後、現状の受入れ体制の維持及び増加できるよう検討していく。	保育室	P 93		
		一時預かり事業 ②－2 一般型（リフレッシュ型）（新規）	新制度：主に在宅で子育てされている方を対象としてリフレッシュや通院などが目的の一時的な預かりに対応している。実施基準は従来の一時預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所（園）以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っている。	市域全体			【民間保育施設】 実施箇所数 28か所 延べ利用児童数：18,454人				子育て支援課			
							【公立施設】 利用児童数 813人				保育室	P 93		
							【民間保育施設】 実施箇所数 28か所 延べ利用児童数：2,314人				子育て支援課			
(8)	P 13	病児保育事業	《対象》児童が発熱等の急な病気となった場合 《事業内容》児童が病気回復期に至らない場合で当面症状の急変が認められない場合や児童が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間に病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業である。	市域全体	新規確保数 960人日	1,180人日	【病児保育】 実施箇所数 3か所 延べ利用児童数： 2,485人 【病後児保育】 利用児童数 43人	病児保育について、平成27年4月東地区に新規1か所（定員4名×295日）を開設し、1,180人日の確保を図った。また、事業の周知を図るため広報活動を行った。	東・中・西地区に1か所ずつの開設となり、利用者は地域内で利用できるようになった。利用希望者への供給はできているが、事業の認知度を上げていくことが課題と考える。	【病児保育】 広報活動をより充実し保護者の認知度を上げていくことが必要とされている。 【病後児保育】 事業の必要性は高く、受け入れ体制を強化する必要がある。	子育て支援課 保育室	P 94		
(9)	P 14	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	《事業内容》主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織する。	市域全体	－	－	・登録会員数 512名 援助会員 138名 依頼会員 327名 両方会員 47名 ・援助活動 2,011件 会員養成講座（3回）、フォローアップ講座（4回）、子育て支援講座（2回）、交流会（2回）	計画策定時点で供給量が需要量を上回っているため、確保策は設定していない。	援助が必要な方へのニーズに対応した供給量の確保ができています。	依頼会員、援助会員ともに増やしていくとともに、安全面について一層の充実を図るべく、会員養成時だけでなくフォローアップも含めた講習時間を拡充に努めていきたい。援助内容として、一時的なものではなく継続的なニーズが見られるので、援助者の確保の点でより多く、地域間の偏りのない援助会員の登録が必要とされている。	子育て支援課	P 95		
(10)	P 15	乳幼児家庭全戸訪問事業	平成26年度現在：【こんにちは赤ちゃん事業】 《対象》生後4か月までの乳児のいるすべての家庭 《事業内容》各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	市域全体	－	－	訪問件数 3,543件	確保策の設定はしていない。ニーズに対応した供給量を確保している。	ニーズに対応した供給量の確保ができています。	訪問率が向上するよう、今後も継続して事業継続を行っていく。	母子保健・感染症課	P 97		
(11)	P 16	養育支援訪問事業	《対象》養育支援が特に必要な家庭 《事業内容》家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。	市域全体	－	－	支援家庭 42家庭 延訪問回数 255回	確保策の設定はしていない。ニーズに対応した供給量を確保している。	ニーズに対応した供給量の確保ができています。	支援が必要な家庭を見落とさないようにする事が課題である。	子ども見守り課	P 98		
(12)	P 17	妊婦健診	《対象》妊婦 《事業内容》市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施する。	市域全体	－	－	前期 3,437 中期 3,544 後期 3,122 基本 延 31,883	確保策の設定はしていない。ニーズに対応した供給量を確保している。	ニーズに対応した供給量の確保ができています。	28年度より妊婦健診等の拡充を行うため、出生率の増加につながるよう周知を進める。	母子保健・感染症課	P 99		
(13)	P 18	利用者支援事業	《事業内容》子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	市域全体	拠点数 0	1箇所	平成27年度 子育てサポーター相談実績 2,496件【子ども応援課】「特定型」 5,837件【子育て支援課】「基本型」	平成27年度は確保方策を設定していないが、各福祉事務所2名ずつの体制となった。各福祉事務所の配置に加えて、本庁で子育てサポーターを配置した。	福祉事務所の子育てサポーターを複数配置することにより、窓口だけでなく、地域に出向いて、子育て情報の提供や相談等に応じる体制が確保できた。計画上では、確保方策は0カ所であるが、本庁にて子育て支援員を配置した。	相談・連絡調整等の業務量が増加しており、子育てサポーターのスキルアップを図るとともに子育て支援の必要な知識を持った人材の増員が望まれる。	子育て支援課 子ども応援課	P 100		

(1) 就学前児童の学校教育・保育の提供体制(平成26年度～27年度)

(単位:人)

		3歳～5歳の内			3号	3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) ※	(0歳)	(1・2歳)
(ア) 需要量(平成27年度)		6,311	4,580	865	2,505	
(イ) 現在の供給量		9,660	4,229	—	2,987	2,987
(ウ) 必要見込み量(平成27年度)		3394	▲ 351	▲ 865	▲ 233	▲ 519
(エ) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲ 580	580		30	140
	小規模保育施設	—	—		81	204
	合計	▲ 580	580		111	344

※ 保育の必要があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

- (ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
 (イ) 供給量・・・平成25年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量
 (ウ) 必要見込み量・・・(イ)－(ア)により算出される量。▲は不足を表している。
 (エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量

(単位:人)

		3歳～5歳の内			3号	3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) ※	(0歳)	(1・2歳)
平成27年度 確保状況 (数値で 記入)	幼保連携型認定こども園		527		15	153
	小規模保育施設	—	—		80	205
	合計		527		95	358

整備を行う年度に確保方策を計上していますが、施設の開所年度は事業により当該年度または翌年度になります。
 平成27年度の確保方策についてはその前年度までにの積み上げた量を表しています。

【参考】平成26年度確保状況

(単位:人)

		3歳～5歳の内			3号	3号
		1号	2号	2号 (幼稚園) ※	(0歳)	(1・2歳)
平成26年度 確保状況 (数値で 記入)	幼保連携型認定こども園		308		12	68
	小規模保育施設	—	—		25	70
	合計		308		37	138

(2) 延長保育（時間外保育）事業(事業計画 P80)

(単位:人)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
現在の供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
必要見込み量	▲15	32	60	87	116

(3) 留守家庭児童育成事業【小学校区】(事業計画 P81~P84)

(単位:人)

中学校区	小学校区	(ア) 需要量			(イ) 現在の供給量	(ウ) 必要見込み量			(エ) 確保方策	(オ) 差し引き	平成27年度 確保状況 (数値で記入)
		平成27 年度	平成29 年度	平成31 年度		平成27 年度	平成29 年度	平成31 年度	平成26・ 27年度	平成31 年度	
石切	石切	111	104	97	57	▲ 54	▲ 47	▲ 40	38	▲ 2	39
	石切東	111	104	98	47	▲ 64	▲ 57	▲ 51	55	4	60
孔舎衛	孔舎衛	99	92	86	55	▲ 44	▲ 37	▲ 31	38	7	38
	孔舎衛東	59	55	51	38	▲ 21	▲ 17	▲ 13	11	▲ 2	4
縄手	縄手	38	36	34	38	0	2	4	0	4	0
	上四条	31	29	28	38	7	9	10	0	10	0
枚岡	枚岡東	60	58	54	66	6	8	12	0	12	0
	枚岡西	82	77	72	94	12	17	22	0	22	0
縄手北	縄手北	41	38	36	38	▲ 3	0	2	0	2	22
	縄手東	42	40	36	38	▲ 4	▲ 2	2	0	2	0
池島	池島	57	54	50	76	19	22	26	0	26	0
縄手南	縄手南	115	108	101	86	▲ 29	▲ 22	▲ 15	24	9	24
盾津	成和	178	166	155	120	▲ 58	▲ 46	▲ 35	38	3	38
	弥栄	93	87	82	64	▲ 29	▲ 23	▲ 18	16	▲ 2	16
	鴻池東	87	82	76	38	▲ 49	▲ 44	▲ 38	38	0	38
盾津東	北宮	131	124	115	80	▲ 51	▲ 44	▲ 35	38	3	38
	加納	117	110	103	80	▲ 37	▲ 30	▲ 23	38	15	40
玉川	玉川	91	84	79	38	▲ 53	▲ 46	▲ 41	38	▲ 3	38
	岩田西	124	116	108	76	▲ 48	▲ 40	▲ 32	38	6	38
英田	英田北	164	153	144	124	▲ 40	▲ 29	▲ 20	38	18	38
	英田南	87	82	77	86	▲ 1	4	9	0	9	0
花園	花園	53	50	47	38	▲ 15	▲ 12	▲ 9	9	0	10
	玉串	100	95	88	98	▲ 2	3	10	0	10	0
	花園北	34	32	30	38	4	6	8	0	8	0
若江	玉美	65	61	57	50	▲ 15	▲ 11	▲ 7	38	31	20
	若江	116	108	102	76	▲ 40	▲ 32	▲ 26	38	12	0
楠根	楠根	122	115	107	68	▲ 54	▲ 47	▲ 39	38	▲ 1	38
	楠根東	97	92	84	90	▲ 7	▲ 2	6	0	6	0
長栄	長堂	50	46	44	38	▲ 12	▲ 8	▲ 6	26	20	26
	高井田東	90	84	78	38	▲ 52	▲ 46	▲ 40	53	13	53
新喜多	西堤	115	107	101	76	▲ 39	▲ 31	▲ 25	38	13	38
	藤戸	79	75	70	38	▲ 41	▲ 37	▲ 32	38	6	18
俊徳布施	荒川	51	47	42	39	▲ 12	▲ 8	▲ 3	38	35	30
意岐部	意岐部	86	82	75	47	▲ 39	▲ 35	▲ 28	38	10	20
高井田	森河内	103	97	91	53	▲ 50	▲ 44	▲ 38	38	0	38
	高井田西	45	43	40	38	▲ 7	▲ 5	▲ 2	11	9	11
小阪	小阪	74	70	66	38	▲ 36	▲ 32	▲ 28	38	10	18
	八戸の里	87	82	77	50	▲ 37	▲ 32	▲ 27	38	11	30
	八戸の里東	98	91	86	51	▲ 47	▲ 40	▲ 35	38	3	39
金岡	長瀬北	35	34	31	38	3	4	7	0	7	11
	長瀬東	25	24	22	38	13	14	16	0	16	0
太平寺布施	三ノ瀬	47	44	42	39	▲ 8	▲ 5	▲ 3	0	▲ 3	0
	太平寺	45	42	39	38	▲ 7	▲ 4	▲ 1	0	▲ 1	0
上小阪	菱屋西桜橋	46	43	40	40	▲ 6	▲ 3	0	38	38	73
	上小阪	68	64	60	76	8	12	16	0	16	0
	永和桜橋	23	22	21	38	15	16	17	0	17	統合により廃校
長瀬	長瀬南	43	40	38	76	33	36	38	0	38	0
	大蓮	44	42	40	76	32	34	36	0	36	0
弥刀	弥刀	47	45	41	45	▲ 2	0	4	0	4	0
	弥刀東	63	58	55	66	3	8	11	0	11	0
柏田	長瀬西	78	72	69	38	▲ 40	▲ 34	▲ 31	38	7	38
	柏田	67	62	59	38	▲ 29	▲ 24	▲ 21	29	8	27
合計		4,014	3,768	3,524	2,987	▲ 1,027	▲ 781	▲ 537	1,070	533	1,009

(ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量

(イ) 供給量・・・平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量

(ウ) 必要見込み量・・・(イ) - (ア)により算出される量。▲は不足を表している。

(エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量

留守家庭児童育成事業【市域全体換算】

(単位:人)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
(ア) 需要量	低学年	2,754	2,671	2,585	2,505	2,416
	高学年	1,260	1,221	1,183	1,145	1,108
	合計	4,014	3,892	3,768	3,650	3,524
(イ) 現在の供給量		2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
(ウ) 必要見込み量		▲ 1,027	▲ 905	▲ 781	▲ 663	▲ 537
(エ) 確保方策		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
(オ) 差し引き		43	165	289	407	533

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(ア)需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量
 (イ)供給量・・・平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量
 (ウ)必要見込み量・・・(イ)－(ア)により算出される量。▲は不足を表している。
 (エ)確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量

平成27年度 確保状況	1,009
----------------	-------

平成28年度 留守家庭児童育成クラブ 開設状況(平成28年4月1日)

クラブ名	【参考】平成27年4月1日現在							平成28年4月1日現在							定員
	1年生 児童数	2年生 児童数	3年生 児童数	4年生 児童数	5年生 児童数	6年生 児童数	児童数計	1年生 児童数	2年生 児童数	3年生 児童数	4年生 児童数	5年生 児童数	6年生 児童数	児童数計	
縄手	12	13	6	3			34	15	8	13		1		37	38
縄手北	11	11	4	2	1	1	30	6	9	7	2	1	1	26	60
枚岡東 *	16	20	9	9			54	21	16	11	4			52	66
枚岡西	30	28	20	8			86	29	27	18	12			86	94
石切	35	34	21	6			96	45	34	28	9	5		121	96
孔舎衛	24	24	19	6		1	74	28	19	17	12	1	1	78	93
縄手南	45	29	22	14			110	34	46	22	13	4	2	121	110
池島 *	20	22	9	1			52	30	15	12	4			61	76
上四条	14	5	8				27	9	12	5	1			27	38
縄手東	18	10	7	3			38	24	14	6	3	1		48	38
孔舎衛 東	14	15	13	2			44	21	13	11	4			49	42
石切東 *	23	15	25	10	6		79	29	24	16	20	9	2	100	107
成和	60	42	22	4		1	129	59	53	37	3	1		153	158
北宮	33	36	22				91	31	27	31	5			94	118
弥栄	29	27	13	1			70	33	26	20	7	2		88	80
玉川	19	27	7	2	1		56	33	18	13	4	1		69	76
玉美	13	13	11	9			46	19	10	11	3			43	70
英田北 *	48	55	31	18	2		154	50	38	45	13	7		153	162
若江	35	30	13	2			80	28	30	19	5			82	76
花園	8	15	4	6			33	15	8	12	2	3		40	48
鴻池東	23	24	13	4		1	65	32	16	12	3	1		64	76
玉串 *	28	28	16	7		2	81	24	27	23	3			77	98
岩田西	39	38	25	5	2		109	30	25	27	12	3		97	114
英田南 *	22	38	21	3	4	3	91	25	19	26	5	1	3	79	86
加納	42	16	16	6			80	33	27	16	7	2		85	120
花園北	14	7	5	1			27	15	15	4				34	38
荒川	24	10	4	1			39	23	22	6	3	1		55	69
長堂	12	14	13	9	1		49	18	18	12	11	3	1	63	64
三ノ瀬	5	5	12	2			24	4	5	4				13	39
高井田東 *	30	39	17	5	1		92	32	25	32	3			92	91
森河内	38	23	17	9	1	1	89	30	30	18	9	5		92	91
太平寺	17	6	4				27	16	17	7	2			42	38
高井田 西	12	7	7	2			28	5	13	5	2	2		27	49
楠根 *	29	30	16	2			77	33	26	26	8			93	106
意岐部 *	9	13	10	2	1		35	17	6	11	2		1	37	67
小阪 *	25	8	12	5	1		51	17	17	8	3			45	56
上小阪	25	18	17	6			66	31	24	14	9	2		80	76
弥刀 *	17	10	9	1			37	17	14	5	2			38	45
長瀬北 *	7	14	1	4	1		27	10	7	13	1		1	32	49
長瀬東 *	8	12	5	1			26	17	6	8	3	1		35	38
八戸の 田	19	21	16	2			58	28	20	22	12	1		83	80
長瀬南 *	16	9	4	1			30	10	14	4	2	1		31	77
弥刀東	30	23	3	3			59	21	25	12				58	66
長瀬西	14	13	9	8			44	10	14	9	3	1		37	76
楠根東 *	46	21	3	2	1		73	32	29	8	1			70	90
柏田	15	10	11				36	18	14		1			33	65
西堤 *	26	24	19	8	2		79	33	24	17	5	5	1	85	114
八戸の里東 *	26	20	19	17	2		84	19	31	19	7	4	2	82	90
藤戸 *	19	7	5				31	22	14	5	5			46	56
大蓮 *	19	15	9	3			46	20	13	5	1	1		40	76
桜橋 *	40	25	25	3	1	0	94	24	40	21	10	1	2	98	113
計	1203	1019	649	228	28	10	3137	1225	1044	753	261	71	17	3371	3959
(障害児内数)	38	40	28	14	11	7	138	34	43	35	13	10	11	146	

クラブ名の * は、運営委員会による運営

平成27年4月の菱屋西・永和小学校の利用状況は桜橋小学校欄に合算を記載

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)【市域全体】(事業計画 P85)

(単位:人日)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	1,644	1,604	1,579	1,555	1,531
現在の供給量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
必要見込み量	▲444	▲404	▲379	▲355	▲331
確保方策(人日)	300	300	300	300	300

※平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

平成27年度 確保状況 (数値で記入)	300
---------------------------	-----

(5) 地域子育て支援拠点事業(事業計画 P86～P88)

(単位:人回)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成27年度 確保状況 (数値で記入)
A 地域	必要見込み量	▲1,620	▲1,454	▲1,381	▲1,310	▲1,235	2,239
	確保方策	2,239	2,239	2,239	2,239	11,356	
D 地域	必要見込み量	—	—	—	—	—	0
	確保方策	—	—	2,239	2,239	2,239	
F 地域	必要見込み量	▲4,593	▲4,133	▲3,925	▲3,722	▲3,510	0
	確保方策	—	—	9,117	9,117	9,117	

※平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

平成27年から平成31年度の事業計画期間で整備を予定しているリージョン地域のみを記載しています。

【市域全体換算】

(単位:人回、箇所)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量(人回)		77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
現在の供給量(人回)		84,767	84,767	84,767	84,767	84,767
必要見込み 量 (人回)	リージョン別の 不足分の合計	▲6,213	▲5,587	▲5,306	▲5,032	▲4,745
確保方策	実施箇所数	1	1	3	3	4
	人回	2,239	2,239	13,595	13,595	22,712

※必要見込み量は子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値です。

市域全体の供給量から需要量を差し引いた数値ではありません。

※平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

平成27年度 確保状況	2,239
----------------	-------

平成27年度 つどいの広場事業利用状況

延べ利用者組数		40,405
保護者延べ人数		40,920
子どもの延べ人数		48,149
1日平均利用組数		11
子どもの 年齢	0歳	11,049 23%
	1歳	16,229 34%
	2歳	11,569 24%
	3歳	6,251 13%
	4歳	1,752 4%
	5歳	1,157 2%

実施箇所数:17か所

平成27年11月に新たに1か所開設し計17か所で実施

【参考】 平成26年度実績

延べ利用者組数		39,025
保護者延べ人数		39,498
子どもの延べ人数		47,606
1日平均利用組数		10.4
子どもの 年齢	0歳	10,791 23%
	1歳	15,971 34%
	2歳	11,874 25%
	3歳	5,759 12%
	4歳	1,850 4%
	5歳	1,255 3%

実施箇所数:16か所

平成27年度 子育て支援センター事業利用実績

支援センター	利用者数(人)		平均利用 組数(日)
旭町	こども	18,784	55
	保護者	17,886	
荒本	こども	9,050	23
	保護者	6,960	
長瀬	こども	8,975	26
	保護者	7,888	
鴻池	こども	6,901	20
	保護者	6,567	
楠根	こども	10,926	30
	保護者	9,670	

【参考】平成26年度実績

支援センター	利用者数(人)		平均利用 組数(日)
旭町	こども	21,991	67
	保護者	21,056	
荒本	こども	9,796	26
	保護者	7,942	
長瀬	こども	9,582	29
	保護者	9,049	
鴻池	こども	6,919	20
	保護者	6,375	
楠根	こども	13,601	37
	保護者	11,965	

(6) 一時預かり事業【市域全体】 ①幼稚園型 (事業計画 P90)

(単位: 人日)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
現在の供給量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
必要見込み量	0	0	0	0	0

※在園児対象の供給量は需要量と同じで計上するため必要見込み量には影響しません。

○平成27年度 預かり保育利用実績

《実施施設数》 公立幼稚園19園

※数値は延べ利用園児数

H27

	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月
預かり保育	4歳児		325	574	455	916	997
	5歳児		1,737	1,913	999	1,967	2,051
	合計	0	2,062	2,487	1,454	2,883	3,048

	区分	11月	12月	1月	2月	3月	合計
預かり保育	4歳児	858	771	554	947	155	6,552
	5歳児	1,730	1,286	1,019	1,864	321	14,887
	合計	2,588	2,057	1,573	2,811	476	21,439

H26

	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月
預かり保育	2時間(4歳児)		517	767	298	1,211	677
	2時間(5歳児)		1,493	1,694	576	1,391	738
	合計	0	2,010	2,461	874	2,602	1,415

	区分	11月	12月	1月	2月	3月	合計
預かり保育	2時間(4歳児)	1,216	724	517	1,331	378	7,636
	2時間(5歳児)	1,153	659	421	1,168	412	9,705
	合計	2,369	1,383	938	2,499	790	17,341

公立幼稚園預かり保育利用者数

(全園児数)

H27 計 21,439人

(H27 計1,279人)

4歳児 534人

5歳児 745人

H26 計 17,341人

(H26 計1,448人)

4歳児 713人

5歳児 735人

H27 4,098人増

(7)一時預かり事業【市域全体】②一般型(就労型・リフレッシュ型)(事業計画 P91～P93)

(単位:人日、人)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用(人日)	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外(預かり保育と2号認定による定期的な利用以外)(人日)	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156
現在の供給量(上記以外のみ)(人日)		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
	人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保 方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)(人日)	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

※2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは、現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

一般型の確保方策の内訳

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成27年度 確保状況(数 値で記入)
子育て支援セン ター	—	—	1,440	1,440	2,880	
公立幼稚園	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320	2,400
認定こども園	2,880	7,200	7,200	7,200	7,200	7,696
民間保育園	4,320	8,640	14,400	20,160	25,920	
公立認定こども園	—	—	2,880	4,320	5,760	
民間幼稚園	720	1,440	2,880	4,320	5,760	
その他の施設	2,304	4,176	6,048	7,920	7,920	
公立保育所	—	—	—	—	—	2,880
合計	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760	12,976

※平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

○一時預かり事業(一般型)利用実績(延べ利用児童数)

27年度 ≪実施施設数≫

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就労型	4時間以内	236	256	433	379	262	373	361	389	391	445	455	446	4,426
	4時間超	565	603	873	946	868	1,231	1,387	1,504	1,513	1,360	1,581	1,597	14,028
	合計	801	859	1,306	1,325	1,130	1,604	1,748	1,893	1,904	1,805	2,036	2,043	18,454
リフレッシュ型	4時間以内	93	116	161	110	62	95	87	126	87	75	115	95	1,222
	4時間超	54	55	94	105	65	121	84	119	84	111	101	99	1,092
	合計	147	171	255	215	127	216	171	245	171	186	216	194	2,314
総合計		948	1,030	1,561	1,540	1,257	1,820	1,919	2,138	2,075	1,991	2,252	2,237	20,768

※就労型・・・主に不定期な就労、求職活動中、妊娠・出産、看護、介護等で利用

※リフレッシュ型・・・主に在宅子育て中の保護者のリフレッシュや通院など私的理由等で利用

【参考】26年度 ≪実施施設数≫

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4時間以内	215	254	257	308	223	321	358	339	317	326	391	369	3,678
4時間超	528	608	710	788	708	754	791	803	886	895	924	999	9,394
合計	743	862	967	1,096	931	1,075	1,149	1,142	1,203	1,221	1,315	1,368	13,072

○一時預かり事業(幼稚園型)利用実績(延べ利用児童数)

27年度 ≪実施施設数≫

民間認定こども園 6園(保育所からの移行園1

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,231	4,291	5,114	3,981	1,974	4,469	4,933	4,571	3,914	3,331	4,573	4,028	47,410
30	73	53	61	63	47	91	64	37	41	135	68	763
2,261	4,364	5,167	4,042	2,037	4,516	5,024	4,635	3,951	3,372	4,708	4,096	48,173

○一時預かり事業（一般型）利用実績（延べ利用児童数）
公立施設 5園

27年度

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就労型	4時間以内	3	5	43	47	52	47	98	88	135	80	85	77	760
	4時間超	23	23	64	157	162	174	225	239	230	285	342	389	2,313
	合計	26	28	107	204	214	221	323	327	365	365	427	466	3,073
リフレッシュ型	4時間以内	26	44	63	60	58	79	95	77	76	59	60	79	776
	4時間超	5	6	9	4	5	2	2	3	0	1	0	0	37
	合計	31	50	72	64	63	81	97	80	76	60	60	79	813
総合計														3,886

内訳

公立施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 鴻池子育て支援センター	就労型 4時間以内	1	4	23	20	17	21	26	12	23	14	9	6	176
	就労型 4時間超	8	1	9	49	50	52	71	56	66	67	75	103	607
	リフレッシュ型 4時間以内	3	14	7	4	2	10	3	3	2	2	1	4	55
	リフレッシュ型 4時間超	0	1	4	2	4	2	0	3	0	1	0	0	17
	合計	12	20	43	75	73	85	100	74	91	84	85	113	855
2 荒本子育て支援センター	就労型 4時間以内	1	0	9	10	18	3	18	5	5	7	12	15	103
	就労型 4時間超	2	16	37	49	32	55	48	49	45	49	55	48	485
	リフレッシュ型 4時間以内	13	24	32	27	32	35	41	36	33	37	34	33	377
	リフレッシュ型 4時間超	5	5	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	合計	21	45	83	87	82	93	107	90	83	93	101	96	981
3 長瀬子育て支援センター	就労型 4時間以内	1	1	3	7	8	11	8	8	14	0	0	3	64
	就労型 4時間超	13	6	18	38	65	58	62	72	63	85	103	116	699
	リフレッシュ型 4時間以内	10	6	7	15	8	8	11	3	6	4	4	8	90
	リフレッシュ型 4時間超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	24	13	28	60	81	77	81	83	83	89	107	127	853
4 岩田保育所	就労型 4時間以内				8	10	9	11	28	24	26	15	13	158
	就労型 4時間超				0	21	15	9	30	59	50	58	81	401
	リフレッシュ型 4時間以内				17	14	16	20	18	8	8	9	11	139
	リフレッシュ型 4時間超				0	1	1	0	2	0	0	0	0	4
	合計	0	0	25	46	41	40	78	91	84	82	105	110	702
5 石切幼稚園内一時預かり室「にこにこ」	就労型 4時間以内							1	18	39	67	44	51	259
	就労型 4時間超							0	14	3	6	26	28	121
	リフレッシュ型 4時間以内							6	22	27	27	7	10	115
	リフレッシュ型 4時間超							0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	7	54	69	100	77	89	99	495
総合計		57	78	179	268	277	302	420	407	441	425	487	545	3,886

(参考) 26年度

公立施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 鴻池子育て支援センター	4時間以内	35	17	12	21	15	13	7	5	7	6	10	5	153
	4時間超	24	22	32	45	38	47	61	46	59	47	47	47	515
	合計	59	39	44	66	53	60	68	51	66	53	57	52	668
2 荒本子育て支援センター	4時間以内	16	7	10	19	17	22	25	9	14	15	12	10	176
	4時間超	44	49	55	56	49	66	70	64	55	52	56	58	674
	合計	60	56	65	75	66	88	95	73	69	67	68	68	850
3 長瀬子育て支援センター	4時間以内	16	27	29	31	16	46	47	26	36	27	27	28	356
	4時間超	26	27	28	18	20	17	26	39	34	33	34	55	357
	合計	42	54	57	49	36	63	73	65	70	60	61	83	713
合計	4時間以内	67	51	51	71	48	81	79	40	57	48	49	43	685
	4時間超	94	98	115	119	107	130	157	149	148	132	137	160	1,546
	合計	161	149	166	190	155	211	236	189	205	180	186	203	2,231

(8) 病児保育事業【市域全体】(事業計画 P91～P93)

(単位：人日、人)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量（人日）		25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
現在の供給量（人日）		4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
必要見込み量	人日	▲20,912	▲20,294	▲19,919	▲19,548	▲19,170
	人*	87	84	82	81	79
確保方策	病児保育事業（人日）	960	3,360	3,360	3,360	3,360
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）	—	—	—	—	—

※1人当たり週5日程度の利用を想定しています。

※確保方策では必要込み量を充足できてはいませんが、現状を踏まえて今後の保護者の利用実態を見ながら平成29年度に改めて見直しを行

※平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

平成27年度 確保状況(数値で記入)	1,180
-----------------------	-------

平成27年度 病児・病後児保育事業月別利用実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
170	153	221	197	148	161	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
189	157	193	198	402	339	2,528

【参考】平成26年度 病児・病後児保育事業月別利用実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
192	198	210	190	153	187	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
167	146	217	249	202	196	2,307

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学時）
 【市全体】（事業計画 P95）

（単位：人日）

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	低学年	8,273	8,013	7,757	7,501	7,244
	高学年	4,574	4,440	4,308	4,175	4,042
現在の供給量		14,208	14,208	14,208	14,208	14,208
必要見込み量		1,361	1,755	2,143	2,532	2,922

(1 0) 乳幼児家庭全戸訪問事業 【市域全体】 (事業計画 P97)

(単位：人日)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200
供給量	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200
必要見込み量	0	0	0	0	0

(1 1) 養育支援訪問事業 【市域全体】 (事業計画 P98)

(単位：人)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
必要見込み量	0	0	0	0	0

(1 2) 妊婦検診 【市域全体】 (事業計画 P99)

(単位：人)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
供給量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
必要見込み量	0	0	0	0	0

(13)利用者支援事業【市域全体】(事業計画 P100～P101)

(単位:拠点数)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	3	5	7	7	7
現在の供給量 *	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲2	▲4	▲4	▲4
確保方策	—	2	4	4	4

※平成26年度

※平成29年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

平成27年度 確保状況 (数値で記入)	1
---------------------------	---

1 本市条例改正について（平成28年4月）

保育士等確保のために当面の間、特例を設ける厚生労働省令の改正に伴い改正

- 『東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例』
- 『東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』
- 『東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例』



2 保育の担い手の確保

➤待機児童対策として受け皿拡大を推進する中、保育の担い手の確保は喫緊の課題

➤保育の担い手の裾野を広げながら、保育士の勤務環境の改善を図ることを目的として、保育士の配置要件を弾力化する厚生労働省令を改正

改正後の条例にて「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の配置を特例措置として可能とした

また、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士に代わり配置可能とした

3 市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者について

本市では『市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者』については、子育て支援員研修を修了した者とし、子育て支援員研修を実施して、担い手の確保に努めたい

1 朝夕等の保育士配置要件弾力化

保育士の最低2人配置要件を特例緩和し、朝夕等の児童が少数の時間帯で、保育士1名＋市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を可能とする。

改正前：

利用児童数が少数である時間帯であっても、常に保育士は2人配置が必要



改正後：

利用児童が少数である時間帯に限り、保育士1人及び「保育士とみなされる者」1人の配置で対応可

【イメージ】

	7～9時 	9～18時   	18～20時 
保育士A			16時
保育士B			
保育士C			
保育士D		11時	
支援員E			
支援員F			

※日中のコアタイムに保育士の集中配置が可能となる。

2 幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の活用

幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士に代えて配置を可能とする※

※ただし、配置要件上の保育士1/3を超えない範囲内

配置に際しては・・・

- 幼稚園教諭は主に3歳以上児
- 小学校教諭は主に5歳児
- 養護教諭は、年齢要件なし



3 加配人員における人員配置の弾力化

11時間開園と8時間労働の差を埋めるための追加配置など、保育士の数(利用定員上)を超えて必要な職員について、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置可

※各時間帯で必要な保育士の1/3を超えない範囲内

【加配人員の対象例】

研修代替要員・年休代替要員・休憩保育士など





弾力配置のイメージ

7時～9時



幼稚園教諭・小学校教諭
・養護教諭の活用



朝夕等の保育士
配置要件弾力化



9時～18時



加配人員における人員
配置の弾力化

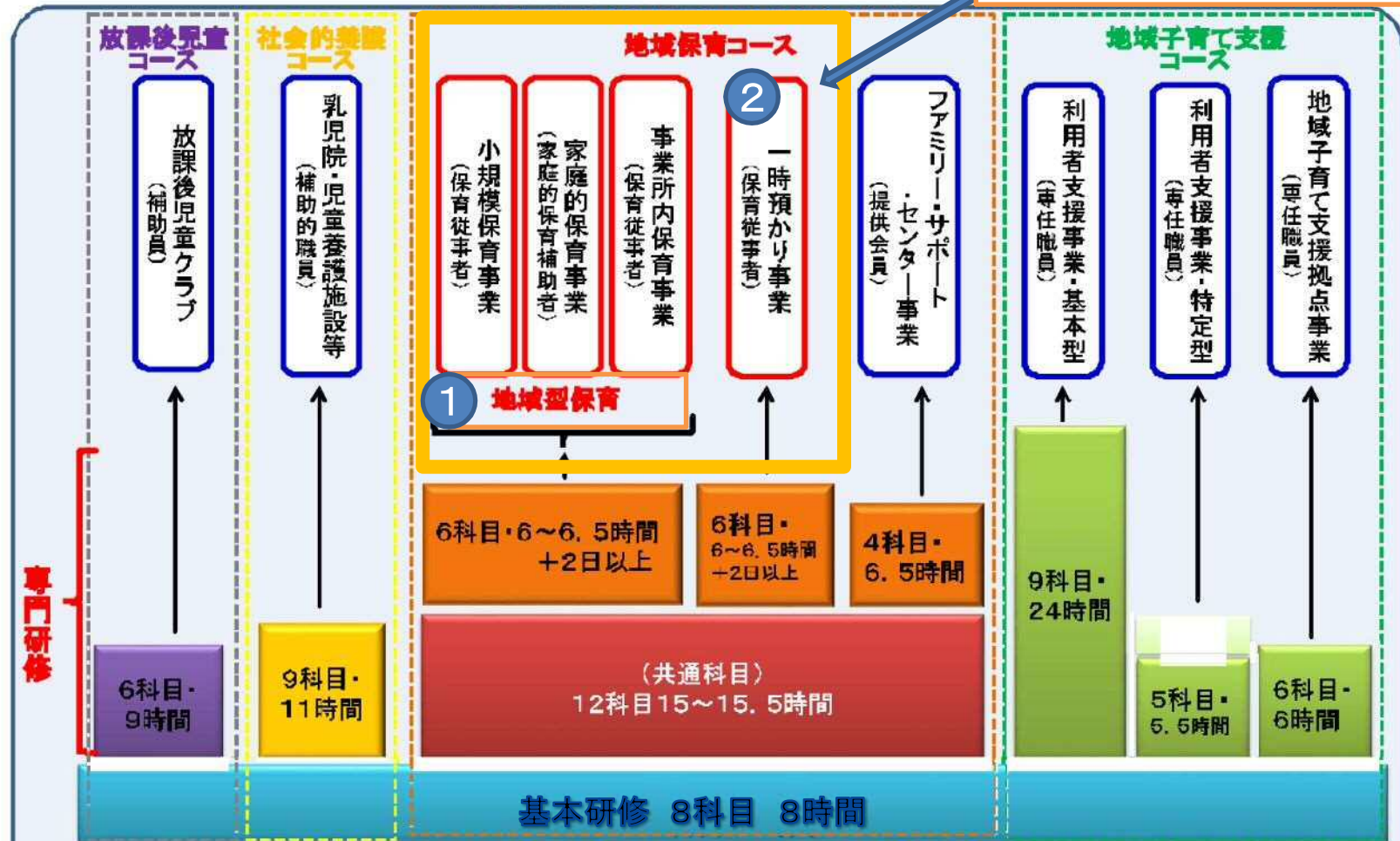


18時～19時



子育て支援員研修の体系

本市の研修実施コース



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者の配置に関する要綱 にて定める事項(案)

1 市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者について

- 子育て支援員(地域型保育コース)を修了した者とする

2 弾力化で配置認める範囲について

- 朝夕の保育士配置の要件弾力化
- 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
- 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

3 幼稚園・小学校・養護教諭の配置について

- 小学校教諭は、子育て支援員研修の修了した者、又は保育士養成課程等の履修者
- 幼稚園・養護教諭は、一定期間内に子育て支援員研修を受講すること
- 幼稚園教諭の配置は3歳以上児・小学校教諭の配置は5歳以上児を対象とする

4 一時預かり事業について

- 子育て支援員(地域型保育・一時預かりコース)を配置することができる

子育て支援員研修事業実施(案)

1 研修コース

➤地域保育コース 地域型保育コースと一時預かりコースの両方を取得

2 定員

➤ 検討中

3 受講料

テキスト代、教材費等の実費(6,000円程度)

見学実習のための健康診断等

4 研修予定

平成28年 9月	平成28年第3回定例会に研修経費を補正予算で上程
平成28年10月	研修実施事業者を公募・決定
平成28年11月	受講生募集
平成28年11月下旬	研修開始
平成29年1月～3月	見学実習
平成29年3月	研修修了

※ 平成28年度中に子育て支援員研修を修了し、平成29年度から各園に配置

子育て支援員研修内容

1 基本研修8科目(8時間)

- ①子ども・子育て家庭の現状 ②子ども家庭福祉 ③子どもの発達 ④保育の原理 ⑤対人援助の価値と倫理 ⑥子ども虐待と社会的養護 ⑦子どもの障害 ⑧総合演習

2 地域保育コース 専門共通 12科目(15時間)

- ①乳幼児の生活と遊び ②乳幼児の発達と心理 ③乳幼児の食事と栄養 ④小児保健Ⅰ
⑤小児保健Ⅱ ⑥心肺蘇生法 ⑦地域保育の環境整備 ⑧安全の確保とリスクマネジメント
⑨保育者の職業倫理と配慮事項 ⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児)
⑪グループ討議 ⑫実施自治体の制度について

3 地域保育型 専門科目 6科目(6～6.5時間)+2日以上

- ①地域型保育の概要 ②地域型保育の保育内容
③地域型保育の運営 ④地域型保育における保護者への対応
⑤見学オリエンテーション ⑥見学実習 2日以上

4 一時預かり事業 専門科目 6科目(6～6.5時間)+2日以上

- ①一時預かり事業の概要 ②一時預かり事業の保育内容
③一時預かり事業の運営 ④一時預かり事業における保護者への対応
⑤見学オリエンテーション ⑥見学実習 2日以上

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目及び決定事項について

平成28年5月に開催された幼保連携検討部会での貴重な意見及び指摘を参考に、課題項目について次のとおり決定いたしました

課題項目①	預かり保育(幼稚園型)の時間 長期休み中の扱い(1号認定の子)												
決定事項	①預かり保育(幼稚園型)の取り扱い(1号認定の子対象) ・登園日の預かり保育の実施について 月曜～金曜日の平日5日間実施 14時～16時(2時間300円) 14時～17時(3時間400円) ・長期休み中の預かり保育の実施について <table><tr><td>実施日</td><td colspan="2">月曜～金曜日</td></tr><tr><td>実施時間</td><td>9時～13時</td><td>9時～17時</td></tr><tr><td>利用料(3歳児)</td><td>600円(食事込み)</td><td>1200円(食事・おやつ込)</td></tr><tr><td>利用料(4, 5歳児)</td><td>500円(食事込み)</td><td>1000円(食事・おやつ込)</td></tr></table> (一般型の一時あずかり利用料と同じ) ②預かり保育時の「おやつ代」の徴収金額について(長期休み以外) おやつ代100円程度	実施日	月曜～金曜日		実施時間	9時～13時	9時～17時	利用料(3歳児)	600円(食事込み)	1200円(食事・おやつ込)	利用料(4, 5歳児)	500円(食事込み)	1000円(食事・おやつ込)
実施日	月曜～金曜日												
実施時間	9時～13時	9時～17時											
利用料(3歳児)	600円(食事込み)	1200円(食事・おやつ込)											
利用料(4, 5歳児)	500円(食事込み)	1000円(食事・おやつ込)											
課題項目②	給食、おやつ代(預かり保育を利用する1号認定の子の取り扱い、料金設定)												
決定事項	・給食費については年額ベースで算出し月割をする方法(11か月払い)を基本とし、月額4, 000円程度。 ・おやつ代については、1日100円程度。 ※額の確定については関係部局と協議後決定することとする。												
課題項目③	制服・通園カバン等について												
決定事項	・制服・通園カバン等については、保護者負担の軽減も考慮し、カラー帽、白の体操服(ポロシャツ)(長袖・半そで)及び紺の半ズボンを最低1枚ずつ共通で揃えることとし、その他は指定しないこととする。登園時の使用、どの行事に使用するかは各園の裁量とする。												
課題項目④	上靴の使用について												
決定事項	・基本的には3歳児から上靴を使用(購入)。ただし、3歳の使用については各園の裁量とする。												
課題項目⑤	午睡、ふとん、お昼寝ベッドについて												
決定事項	・0歳を除く1～5歳児には基本的にベッドを使用する。(1～5歳児(試行実施)) ※アレルギー対策、保護者負担の軽減(登下園時の布団等の持ち運び)等から導入決定												
課題項目⑥	1日の生活の流れ												
決定事項	・教育標準時間終了後、基本的には同じクラスの預かり保育を希望する1号認定の子と2号認定の子は引き続き、同じ保育室で一緒に過ごすこととする。ただし、午睡の時間帯については預かり保育を希望する1号認定の子の人数等の状況に応じて各園で工夫をする。 ・3歳児の午後の時間設定については子どもの状況に応じて対応する。												
課題項目⑦	入園式・入所進級式・始業式・終業式について												
決定事項	・入園式、進級式は4月1日、始業式は4月10日(学期の始まりの日)とする。 ※平成29年度は園の移行もあり、4月1日(土)ではなく、準備可能な週明け3日(月)等で調整を行うこととする。 ・長期休みは現行の幼稚園と同様とする。												

第 7 回子ども・子育て会議幼保連携検討部会 配布資料一覧

【資料 1】 東大阪市立幼保連携型認定こども園教育及び保育の内容
に関する全体的な計画（案）

【資料 2】 平成 29 年度幼保連携型認定こども園開設に向けた
課題項目一覧

【資料1】

東大阪市立幼保連携型認定こども園
教育及び保育の内容に関する全体的な計画
(案)

[理念]

就学前の子どもたちの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行う中で、心情、意欲、態度を培い、生きる力の基礎を育成する。

地域の中で子育て支援の拠点として公的な役割を果たすと共に、子育て支援策を充実させ、安心して子育てできるようにする。

[教育・保育方針]

- 1 子ども一人ひとりを大切にし、年齢毎の発達の特性に応じた教育・保育をすすめる。
- 2 基本的な生活習慣を身につけ社会生活における望ましい習慣や態度を育てる。
- 3 子どもの人格を尊重し、一人ひとりの自尊感情を養い人と豊かにかかわる力を育てる。
- 4 人とのかかわりを大切にし、仲間の中で育ち合える教育・保育をすすめる。
- 5 小学校との円滑な接続をすすめる。
- 6 保護者と子どもの成長を共有し育ちを支える。
- 7 地域や関係機関と連携を図り、地域の実態に即した子育て支援をすすめる。

[保育時間等]

●開園時間：7：00～19：00

●教育標準時間：9：00～14：00

＊預かり保育：14:00～17：00（1号認定）

●保育標準時間：11時間　　保育短時間：8時間

＊延長保育時間：18：00～19：00

・教育時間は1日4時間とし、年間39週を下回らない（1号・2号認定）

[特に配慮すべき事項]

＊集団生活の経験年数が異なる園児に配慮し、0歳～就学前の一貫した教育及び保育を行う。

- ・一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮し、教育及び保育の内容の工夫をする。

＊教育及び保育の環境の構成

- ・満3歳児以上は同一学年による学級編成とする。
- ・在園時間の違いに配慮する。
- ・異年齢集団活動ができるための工夫をする。

＊養護(生命の保持及び情緒の安定を図るため、保育教諭等が行う援助や支援、かかわり)が基礎となり教育が展開される。

- ・生命の保持（園児が快適かつ健康、安全ですごせるように配慮する）
- ・情緒の安定（園児が安定感を持って過ごし、安心して自分の気持ちを表し自己肯定感を育む）

＊障害のある子どもの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していく事に配慮する。

＊教職員で連携を図り、子どもの育ちの共通理解に努める。

＊健康・環境及び衛生管理・安全食育に関すること

- ・健康支援（健康及び発育発達状況の定期的、継続的な把握、健康診断の実施、虐待等早期発見、各関係機関との連携、感染症集団発生の予防、年間保健指導計画、教職員検診及び検便等）
- ・環境、衛生・安全管理（室内外の設備、用具等の衛生管理、園の適切な環境維持、園児・教職員の清潔保持、毎月の避難訓練等）
- ・食育の推進（自園給食の提供、行事食の提供、アレルギー食の提供、クッキング保育の実施、菜園活動等）

＊子育て支援に関すること

- ・保護者への支援（保護者との相互理解、就労と子育ての両立支援、預かり保育、延長保育、個別支援等）
- ・地域における子育て家庭の保護者等に対する支援（一時預かり事業、園庭開放、育児相談、育児教室、赤ちゃん教室、お出かけ保育、子育ての集い、子育てサークルへの支援等）
- ・地域における関係機関等との連携(ケース会議、地域連携会議等)

＊カリキュラムについては、今後も実態に応じて見直しを行っていく。

東大阪市立幼保連携型認定こども園 教育・保育カリキュラム

教育・保育の基本		子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものである。 ・人とのかかわりを通し、安心感、信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を積み重ねられるようにすること。 ・園児の主体的な活動を促し乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 ・遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること。 ・一人ひとりの特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。							
教育・保育目標		教育及び保育の生活を一体的に展開し、その中で心情、意欲、態度等を育成し生きる力の基礎を育成する。 (1) 基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 (2) 人とのかかわりを大切にし、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを図ること。 (3) 身近な環境、自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 (4) 言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 (5) さまざまな表現遊びに親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 (6) 心身の健康の確保及び増進を図ること。		めざす子ども像		(1) 安心感の中で生きていく力をもった子ども（養護） (2) 心身ともに健康な子ども（健康） (3) 仲間と共に育ち合える子ども（人間関係） (4) 自然に親しみ意欲的に遊ぶ子ども（環境） (5) 自分の気持ちや経験を伝えあえるこども（言葉） (6) 感性豊かな子ども（表現）			
教育・保育目標		0歳児 ・ぐっすり眠り、よく食べ、よく遊ぶよう、個々の生活リズムを整える。 ・大人に安心して気持ちを寄せ、欲求や要求を表す 事ができる 。	1歳児 ・要求をしっかりもち、保育教諭等や友だちに自己主張をして自分の思いが崩れた時大人に支えられて気持ちを切り替えたり、立ち直ろうとする。	2歳児 ・自分の思いをまっすぐに出そうとする。 ・自ら～しようとする力を育てる。	3歳児 ・保育教諭や友だちと遊ぶ中で自分のしたい事、言いたい事を 言葉 や行動で表現する。 ・挑戦したことが出来、自信になる。	4歳児 ・集団の中で自己を発揮し自律性を育む。	5歳児 ・目標に向かって力を合わせて活動し、自主性や協調性を育む。		
ねらい（①心情②意欲③態度）		内 容							
養護	生命の保持	*園児一人ひとりが、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的にはかれるようにする。 *園児一人ひとりが安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにする。 （総則第3-4）	●食事、睡眠、排泄等生理的欲求を満たし気持ち良い生活を送れるようにする。	●食事、排せつ、着替え等を自分でしようとするのを見守り、援助する。	●簡単な身の回りのことを自分でできるように援助する。	●基本的生活習慣を身につけられるように援助する。	●基本的生活習慣が身につき、見通しを持ち、生活できるように促す。 ●自らの体調の変化に気づき、衣服の調節ができるように声をかける。	●自分の身体を大切にし、基本的生活習慣を確立する。 ●主体的、意欲的に生活が送れるようにする。	
	情緒の安定		●子どもの欲求や気持ちを受け止め、心地よさを感じられるようにする。	●自分の気持ちを安心して出せるように信頼関係を築く。	●子どもの思いを受け止める。 ●友だちの中で安定して過ごし、自己主張できるように見守る。	●要求を受けとめ、安心して生活を送れるように援助する。 ●子どもが主体的な生活ができるような工夫をする。	●年長への期待を持ち、色々な活動に意欲的に取り組めるようにする。 ●活動を通じて自信を持ち、 保育教諭 や友だちとの信頼関係を築けるようにする。	●友だち同士で認め合い、みんなで達成感のもてる取り組みができるようにする。 ●ありのままの自分を受けとめ、間違っても失敗してもやり直せるように見守る。	
教育及び保育	健康	①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	●よく食べ、よく遊び、よく眠り、24時間の生活リズムの中で、健康な身体をつくる。 ●寝返り、這う、座る、立つ、伝い歩き、歩くなどそれぞれの発達段階に応じた動きをする。	●歩行が確立し、生活・遊びのなかで身体を使う楽しさを知る。 ●散歩に出ていろいろな道（坂道、砂利道など）を歩く。	●歩く・走る・跳ぶなど、全身を使って遊ぶことを楽しむ。 ●指先を使った遊びを楽しむ。	●遊びの中で身体を動かす楽しさを知る。 ●さまざまな道具を使って楽しく遊ぶ。	●友だちと身体を動かす遊びや活動で色々な身体をつくる。 ●細やかな動きや協応動作が可能になり 気持ちや身体を調整しようとする。	●自分で自分の身体を調整する力を身につける。 ●協応動作を充実させ、柔軟な動きをしようとする。	
		食育	●離乳食などを通して、いろいろな味を知り、楽しく意欲的に食べる。	●いろいろな味を知り、楽しく食べる。 ●スプーンを使って食べる。	●楽しい雰囲気ですべて。 ●食べることに興味や関心をもつ。	●みんなで一緒に作って楽しく食べる経験を共有する。	●食べることを通じて、物や命の大切さがわかる。 ●栽培や調理を通して自分たちで作って食べることを楽しむ。	●食べ物に関心を深め食事と体の関係に興味をもつ。 ●収穫の喜びを知り、調理を通して自分たちで作って食べることを楽しむ。	
	人間関係	①幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ②身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。 ③社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	●保育教諭等とのかかわりのなかで大人に愛されている実感を持ち、大人への信頼感を持つ。	●安定した関係を土台に保育教諭等や友だちに関心を持ちかかわる。	●友達と関わる心地よさを知り、好きな友だちができる。 ●保育教諭等のすることに興味を持ち、お手伝いをしようとする。	●自己主張をし、保育教諭等に受け止めてもらいながら相手の気持ちにも気づいていく。 ●好きな友だちと一緒に遊ぶことを楽しむ。 ●簡単なルールのある遊びを楽しむ。	●遊びや活動の中で、自分の思いを出し、意見の食い違いやトラブルを、保育教諭の力も借りながら子ども達で解決しようとする。 ●ルールのある遊びを楽しむ。	●生活や遊びの中で友達を応援したり、みんなで力を合わせることの大切さを知る。 ●互いの思いを出し合い物事を解決しようとする。 ●ルールを守って遊ぶ楽しさを知る。	
	環境	①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 ②身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ③身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	●五感を働かせ、自然物や身の回りの物に自ら関わる。	●身近な環境に自ら関わろうとし、探索活動を楽しむ。 ●道具を使っての遊びを楽しむ。	●身の回りの事物や自然、虫や小動物に興味をもつ。 ●変化する素材などでおもいっきり身体をつかって遊ぶ。	●身近な自然に興味をもち、見たり触れたりして好奇心を持つ。	●身近な動植物に触れる。 ●自然現象や身近な環境への関心が高まり、ものごとの本質をとらえようとする。	●身近な自然や事象に興味を持ち遊びや生活に取り入れる。 ●遊びや生活の中で、文字や数量に関心や興味を持つ。	
	言葉	①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。	●発声や喃語、手差し、指さし、身振りなどで気持ちや要求を保育教諭等に伝える。 ●物の名前や簡単な言葉がわかる。	●大人の言葉がわかり、保育教諭等に態度や言葉で自分の思いを伝えようとする。 ●簡単な絵本を繰り返し楽しむ。	●自分の思いを言葉で伝えようとする。 ●簡単な会話ややりとりを楽しむ。 ●経験したことを言葉で表現しようとする。 ●絵本を楽しむ。	●自分の思ったことや感じたことを言葉で表現し、保育教諭や友達とやり取りを楽しむ。 ●生活で必要な言葉を理解し、友だちと言葉で交流する。 ●簡単なストーリーのある絵本を楽しむ。	●生活や遊びに必要な言葉が分かり、自分の経験したことや考えたことを伝え合う。 ●言葉で行動を調整する。 ●絵本の世界を楽しむ。	●人の話を注意して聞き、相手にも分かるように話す。 ●絵本を見たりおはなしを聞く中で、言葉に対する感性が豊かになる。	
	表現	①いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	●保育教諭等の動きに興味を持ち、模倣をする。	●みたて、つもり遊びや模倣遊びを楽しむ。 ●保育教諭等がする歌や手遊びなどに興味を持ち、一緒に楽しむ。	●生活再現遊びから、みたてつもり遊びの世界を広げごっこ遊びを楽しむ。 ●見たこと経験したことを言葉で伝えようとする。	●歌や手遊びを楽しむ。 ●保育教諭と一緒にごっこ遊びをみんなで楽しむ。 ●経験した事など自分なりに表現する。	●絵本やごっこ遊びの中でイメージを膨らませて遊びを楽しむ。 ●友だちとイメージを共有して劇遊びを楽しむ。 ●楽しかったこと、経験したことを色々な形で表現する。	●自分の感じた事思った事想像したことを色々な方法で表現する。 ●友だちとイメージを共有し劇づくりを楽しむ。 ●様々な経験を通して感性を高め、表現力を豊かにする。	
指導計画の作成		子どもがその時期にふさわしい生活が保障され、適切な指導が行われるよう調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導の実施。 ①具体的に作成すること。 ②活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるよう園児が安定感を得て、なじんでいくようにすること。 ③様々な人や物とのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。 ④長期の指導計画、短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。 ⑤園児一人ひとりが興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。 ⑥園児の人権や園児一人ひとりの個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。 ⑦創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。				研 修 計 画		職員の資質向上 研修等	
						自 己 評 価		保育教諭等の評価（自己評価と子どもの評価の確立）	

0歳児		Ⅰ期（４～６月）		Ⅱ期（７～１０月）		Ⅲ期（１０～１２月）		Ⅳ期（１月～３月）					
ねらい		・一人ひとりの生活リズムを大切にし、無理なく新しい環境に慣れるようにする。 ・保育教諭等にあやされたり、言葉を掛けられることで保育教諭等との信頼関係を築く。		・一人ひとりの体調を把握し、快適に過ごせるよう、夏の保健衛生に留意しながら、沐浴や水遊びを行う。 ・保育教諭等に欲求を受け止めてもらい、かかわってもらう中で安心感を持つ。		・保育教諭等や他児とのかかわりを喜んだり、関心が持てるよう安心できる雰囲気をつくる。 ・気候や体調に気を付け、戸外遊びや散歩に出かけ自然に触れる。		・安定した環境の中で、探索活動を通して、いろいろな人や物に触れながら好きな遊びを楽しむ。 ・友達と少しずつかかわり、自分でしようとする気持ちを保育教諭等に受け止めてもらい、言葉や動作で表現する。					
月 齢		57 日～3 か月未満		3 か月～6 か月未満		6 か月～9 か月未満		9 か月～12 か月未満		1 歳～1 歳 3 か月未満		1 歳 3 か月～1 歳 11 か月	
養護		・食事、睡眠、排泄等生理的欲求を満たし、気持ちよい生活を送れるようにする。 ・子どもの欲求や気持ちを受け止め、心地よさを感じられるようにする。 ・甘えや不安をその都度受けとめ情緒の安定をはかる。											
		・一人ひとりの生活リズムに合わせ、安心して過ごせるようにする。 ・不快を感じる状態を常に確認し、衛生面に配慮する。		・腹ばいなどで移動するようになるので、危険のないよう見守る。 ・口にものを運ぶので、飲み込みや衛生面に十分注意する。		・睡眠のリズムの変化に対応して、活動時間や活動内容を調整する。（生活リズムを調整していく）		・動きが活発になると危険も増すことを想定し、物の配置に配慮する。 ・排泄ではオマルに座らせて慣れさせていく。		・食後、口の中を清潔に保つため、個々に合わせて口の中を布でぬぐったり、歯磨きをしたりする。		・衣服の着脱を自分でしようとする意欲を十分に受け止め、必要に応じて援助する。	
内 容	Ⅰ 健康（健康な体をつくる力）	・音の出る玩具や柔らかい素材の玩具に興味を持ち触れようとする。		・周りの環境に興味を持ち、手を出して自らかかわろうとする。		・手に触れたものをつかんだり、落としたりして遊ぶことを楽しむ。		・戸外に出て、自然や小動物など、興味を持ったものに触れ、手差し、指差しをする。		・排泄の際、自らオマルに座ろうとする。		・他者を意識し、かかわろうとする意欲が出てくる。	
	Ⅱ 人間関係（人とかわる力）	・語り掛ける保育教諭等を注視する。 ・保育教諭等にしっかりかかわってもらい、喃語を発する。		・体を動かしたり、動かしてもらったりすることを喜ぶ。 ・安心できる保育教諭等との関係を結ぶ。		・身近な保育教諭等に親しみを強く持つと同時に、少しずつ他の大人にも関心を持つ。 ・保育教諭等に見守られ、はう、四つ這い、つかまり立ち、伝い歩き、歩行などで十分に体を動かす。		・歌や音楽に興味を持ち、リズムに合わせて体を動かして楽しむ。 （食育）		・指先を使った細かな動きができる玩具で遊ぶことを喜ぶ。 ・見守られているという安心感の中で、人との関係を広げる。		・歩くことの楽しさや、発達に応じた動きを積極的にしようとする。 （食育）	
	Ⅲ 環境（自然や身近な環境にかかわる力）	・のびのびと手足を動かす楽しさを知る。 （食育）		・あやし遊びを楽しむ。 （食育）		・保育教諭等に見守られ、はう、四つ這い、つかまり立ち、伝い歩き、歩行などで十分に体を動かす。		・離乳食（後期食）を食べる。 ・スプーンや手づかみ等で、自分で食べようとする。		・絵本に興味を持つ。 （食育）		・スプーン・フォークを使い、食器に手を添えて食べようとする。	
	Ⅳ 言葉（思いを伝える力）	・3～4時間間隔でミルクを飲む。		・乳汁以外の味に慣れる。		・ゆさぶり遊び、感触遊びを楽しむ。 （食育）		・コップで飲もうとする。		・完了食（幼児食）を食べる。			
	Ⅴ 表現（感性豊かに表現する力）					・離乳食を始め、色々な味に慣れる。							
●環境構成 ★保育教諭の援助		●一人ひとりの生活リズムに応じて、ゆったりとした温かい雰囲気の中で生活できるようにする。 ●つり玩具や音の出る玩具、柔らかい素材の玩具など、成長発達に見合った清潔なものを用意する。 ★授乳やおむつ交換は視線をあわせて優しく言葉を掛けながら、心地よさを感じられるようにする。 ★一人ひとり安心して眠れる静かな環境をつくる。		●一人ひとりの発達や健康状態を把握し、安定した心地よい生活ができるようにする。 ●玩具などは常に点検、洗浄、消毒をして清潔を保つ。 ★赤ちゃん体操や触れ合い遊びなどを通して、信頼関係を築くとともに言葉と体の発達を促す。		●お座りや腹ばいになるなど活動の範囲が広がるに伴い、安全で活動しやすい環境を整える。 ★発達に合った運動遊びができるような言葉掛けをしたり、玩具の位置を工夫し、楽しく遊べるようにする。 ★一人ひとりの発達の状態に合わせて、離乳食の開始時期や内容を検討する。（前期食から中期食）		●興味や発達に合わせて、子どもの好奇心や探索活動が満たされるように環境を整える。 ★子どもの伝えようとする表情や指差し、気持ちを大切に受け止め、共感したり、分かりやすい言葉で語り掛けていく。 ★自分で食べようとする意欲を大切にし、様々な味や食感に慣れていけるようにする。（後期食に移行するにあたり歯茎ですりつぶして食べられるようにする）		●歩くことが楽しくなり行動範囲が広がるので、安全面に十分注意し、伸び伸びと遊べるようにする。 ★一人ひとりの思いを受け止め、自己主張ができるようにする。		●一人ひとりの遊びや、自分でしたいという欲求が十分に満たされるよう環境を整え、喜びが味わえるようにする。 ★友達とかかわって遊びを楽しめるよう保育教諭等が仲立ちとなり、一緒に遊んだり見守ったりして、子ども同士のかかわりが持てるようにする。 ★スプーン・フォークを使う際、危険な使い方をしないように指導するとともに、食器の使い方を知らせる。	
		★睡眠時は呼吸や顔色・体勢などを確認し、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に努める。 ★離乳食は家庭と連絡を取り合い、無理なく進める。 ★家庭と連携し、個々のリズムを24時間見通して整うよう配慮する。											

		I 期（４～６月）	Ⅱ期（７～９月）	Ⅲ期（１０～１２月）	Ⅳ期（１月～３月）
ねらい		・保育教諭等や新しい環境に慣れる。 ・保育教諭等や友だちとのかかわりから好きな遊びを見つけ楽しむ。	・保育教諭等や友だちに興味を持ち積極的にかかわろうとする。 ・園の生活リズムに慣れる。 ・夏の遊びを楽しむ。	・身の回りの事に興味を持ち自分でしようとする。 ・しっかり歩き、全身を使った遊びを楽しむ。 ・秋の自然に親しむ。	・生活の流れがわかり見通しを持ちながら行動する。 ・冬の自然に親しみ保育教諭等や友達と一緒に遊びを繰り返し楽しむ。
養護		・食事、排泄、着替え等を自分でしようとするのを見守り、援助する。 ・自分の気持ちを安心して出せるように信頼関係を築く。			
内 容	Ⅰ健康（健康な体をつくる力）	・全身を使った遊びを保育教諭等と一緒に楽しむ →Ⅳ期 ・探索活動を楽しむ。→Ⅳ期 (食育) ・楽しい雰囲気の中で、よく噛んで食べる。 ・スプーンやフォークを使って食べようとする。 ・食前・食後のあいさつを保育教諭等と一緒にする。	・水遊びや外遊びを楽しむ。 (食育) ・食事に期待し行動に見通しを持つ。(手を洗う、椅子に座るなど) ・いろいろな味に親しみ保育教諭等や友だちと一緒に楽しく食べる。	・固定遊具や、ボールなどの用具を使った運動遊びを楽しむ。 (食育) ・スプーン・フォークで食べる。 ・保育教諭等に励まされながら苦手なものでも食べようとする。	・散歩や戸外での探索活動を保障し、しっかり歩き体を使って遊ぶ事を楽しむ。 (食育) ・こぼしながらも自分で食べようとする。
	Ⅱ人間関係（人とかかわる力）	・保育教諭等の身近な大人にかかわり、興味や親しみを持つ。	・友だちのすることを見て真似をしたり、一緒にしようとする。	・保育教諭等とのかかわりを楽しみながら友だちと一緒に遊ぶことを楽しむ。	・困った時は保育教諭等に助けを求めようとする。 ・友だちと同じことをして共感し合うなど友だちへの関心が広がる。
	Ⅲ環境（自然や身近な環境にかかわる力）	・保育教諭等と一緒に戸外で春の自然に触れて遊ぶ。 ・好きなおもちゃや遊具に興味をもち遊びを楽しむ。	・「危ない」などの静止の意味を知り、安全に遊ぶ。	・散歩や戸外遊びなどを通して秋の自然に触れ興味を持つ。 ・道具を使つての遊びを楽しむ。	・好きな玩具や遊具に興味を持ち遊びを楽しむ。
	Ⅳ言葉（思いを伝える力）	・保育教諭等の発音を真似て模倣しようとしたり片言や身ぶりで自分の思いを伝えようとする。 ・簡単な絵本や紙芝居を楽しむ。→Ⅳ期	・季節の歌や手遊びを楽しむ中で、様々な言葉に触れる。 ・応答的な言葉のやりとりを楽しむ。	・友だちに関心を持ち、保育教諭等の支えで思いを伝えようとする。	・生活に必要な簡単な言葉を獲得し、話したり聞いてもらうことを喜ぶ。
	Ⅴ表現（感性豊かに表現する力）	・保育教諭等と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたりリズムなど体を動かして楽しむ。→Ⅳ期 ・描画を楽しむ。→Ⅳ期	・水や砂、どろんこなどの感触遊びを楽しむ。 ・指先を使つての遊びを楽しむ。	・秋の自然物を使った遊びや変化する素材を使つての遊びを楽しむ。	・見立てつもり遊びや模倣遊びを楽しむ。 ・簡単な繰り返しのある絵本を保育教諭等と一緒に楽しむ。
●環境構成 ★保育教諭の援助		●家庭と連携をとりながら一人ひとりの健康状態を把握する。→Ⅳ期 ●遊びや行動範囲を把握し安全に過ごせるようにする。→Ⅳ期	●水遊びが出来る様に環境を整える。 ●水分補給をまめに行い適切な休息をとるようにする。	●気温差が激しくなるので、体調の変化に十分注意する。(衣服の調整等をする)	●風邪や感染症の予防に努め、湿度、換気、清潔に気をつける。 ●基本的な生活習慣の基礎が身につき安心して過ごせるように環境を整える。
		★一人ひとりの要求をしっかり受けとめ、心地よさや安心感を持てるようにする。 ★自分でしようとする気持ちを大切にして、できた事を喜び次の活動の意欲につなげていく。 ★言葉にならない思いを保育教諭等が理解し言語化しつつ共感する。 ★体幹を育て、しっかりとした体をつくる。 ★心身の状態を把握するために保護者との連携を密にする。			

		I 期（4～6 月）	Ⅱ 期（7～9 月）	Ⅲ 期（10～12 月）	Ⅳ 期（1 月～3 月）
ねらい		・新しいクラスの保育教諭等や友だちに慣れ、喜んで園生活をおくる。	・安心して園生活をおくり、水遊びや感触遊び等を楽しむ。	・戸外で思い切り身体を動かして遊ぶ。 ・簡単な身の回りの事を自分でしようとする。	・生活や遊びの中で、つもり遊びや、言葉のやり取りを保育教諭等や友だちと一緒に楽しむ。
養護		・一人ひとりの子どもの欲求を満たしながら適度な運動と休息をとるようにする。 ・一人ひとりの子どもの気持ちを理解し、受け止めることにより自分の気持ちを安心して表わせるようにする。			
内 容	I 健康（健康な体をつくる力）	・保育教諭等に見守られながら、簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。 ・保育教諭等や友だちと一緒に全身や手指を使う遊びを楽しむ。 (食育) ・楽しい雰囲気の中で一定量食べる。→Ⅳ期 ・食べることに興味関心をもつ。→Ⅳ期	・水遊びや感触遊び等を楽しむ。 (食育) ・畑の野菜を見たり、触れたりして収穫を楽しむ。	・保育教諭等や友だちと一緒に歩く・走る・跳ぶなど全身を使って遊ぶことを楽しむ。 (食育) ・食器に手を添え、スプーン・フォークを使って食べようとする。	・指先を使った遊びを楽しむ。 (食育) ・お箸を使って食べようとする。
	Ⅱ 人間関係（人とかかわる力）	・保育教諭等や友だちと安定した関わりで安心して過ごす。	・保育教諭等に気持ちを受け止めてもらいながら、友だちと関わって楽しく遊ぶ。	・友だちと遊びかかわる心地よさを知り、好きな友だちができる。	・保育教諭等のすることに興味を持ち、お手伝いをしようとする。
	Ⅲ 環境（自然や身近な環境にかかわる力）	・身の回りの事物や、自然、虫、小動物などに興味を持つ。	・変化する素材などで、思いきり体を使って遊ぶ。	・身の回りの色や物の名前などに興味をもつ。	・好きな玩具で友だちと遊ぶ。
	Ⅳ 言葉（思いを伝える力）	・絵本を見たり聞いたりして言葉の繰り返しを楽しむ。	・自分の思いを言葉で伝えようとする。	・保育教諭等を仲立ちにして、生活や遊びの中で簡単な会話や言葉のやり取りを楽しむ。	・日常生活に必要な言葉がだいたいわかり、経験したことを言葉で表現しようとする。
	Ⅴ 表現（感性豊かに表現する力）	・みたてつもり遊びを楽しむ。 ・手遊びや歌を保育教諭等や友だちと一緒に楽しむ。→Ⅳ期 ・リズム遊びや体操をする。→Ⅳ期 ・さまざまな素材に触れ、描いたり作ったりすることを楽しむ。→Ⅳ期	・生活再現遊びを楽しむ。	・保育教諭等や友だちとごっこあそびを楽しむ。	・興味のある事や経験したことなどを言葉で伝えようしたり、生活再現遊びの中でそれぞれのイメージをもってごっこ遊びを楽しむ。
●環境構成 ★保育教諭の援助		●安心できる場を作る。→Ⅳ期 ●身の回りの事を自分でできるように環境を整える。→Ⅳ期	●水、砂、泥等の可塑性のある素材を準備する。 ●熱中症にならないように帽子をかぶったり、水分摂取ができるようにする。	●全身を使って遊べる環境を整える。 ●体調や気候に合わせて衣服の調整ができるようにする。	●つもり遊びやごっこ遊びにつながる環境を整える。 ★基本的生活習慣の習得を個々に合わせて援助し、ひとりで出来た喜びを味わい自信が持てるようにする。
		★家庭との連携を取りながら、一人ひとりの健康状態や発育、発達状態を把握し、無理なく園生活を過ごせるようにする。 ★個々の自己主張を受け止め、その思いを代弁しながら納得できるよう援助する。 ★生活の切り替え時にはたつぷりと時間を取り、子どもが自己決定できるように見通しをもった言葉掛けをする。 ★自分でしようとする気持ちを大切にし、手助けが必要な時は援助する。 ★友達と一緒に遊ぶ楽しさを味わえるように仲立ちをする。			

		I 期（4～5月）	Ⅱ期（6～8月）	Ⅲ期（9～10月）	Ⅳ期（11～12月）	V期（1～3月）
ねらい		・保育教諭等や友だちに親しみをもつ。 ・一日の生活の流れや身の回りの始末の仕方を知る。 ・春を感じながら身近な自然に親しみをもつ。 ・自分の好きな遊びを楽しむ。	・保育教諭等や友だちと一緒に夏の遊びを楽しむ。 ・身の回りのことを自分でしようとする。 ・遊びの中で体を動かす楽しさを味わう。	・秋の自然に触れながら、のびのびと遊ぶ。 ・戸外で十分に体を動かしながら遊ぶ。 ・友だちとのかかわりを楽しみながら、ルールがあることを知る。	・保育教諭等や友だちと一緒に遊びが広がる楽しさを感じる。 ・経験したことや感じたことなどを自分なりに表現する。	・寒さに負けずに体を動かして遊ぼうとする。 ・自然に触れて遊ぶ中で、自然現象に興味をもったり、移りゆく季節を感じたりする。 ・友だちと一緒に、自分のイメージするものになりきって遊ぶ。
養護		・基本的生活習慣を身につけられるように援助する。 ・要求を受けとめ、安心して生活を送れるように援助する。 ・子どもが主体的な生活ができるような工夫をする。				
内容	I 健康（健康な体をつくる力）	・園生活のリズムを身につける。 ・さまざまな遊具の遊び方を知る。 ・好きな遊びを見つける。 ・楽しく体を動かす	・清潔の習慣に関心をもち、簡単な身の回りの始末をしようとする。 ・安全に気をつけながら、水遊びやプール遊びを楽しむ。	・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でしようとする。 ・さまざまな遊具や用具に触れ、体を動かすことを楽しむ。	・戸外でのびのびと身体を動かして遊ぶ。	・健康な生活に必要な活動を知る。 ・全身を使った遊びを楽しみ、寒さに負けず、元気よく過ごす。
	Ⅱ人間関係（人とかかわる力）	・新しい生活の仕方や身の回りのことを、保育教諭等と一緒にしながら身につけようとする。 ・保育教諭等に親しみを持ち、一緒に遊びを楽しむ。	・友だちのしていることに興味・関心を持ち、一緒に遊ぶ。 ・身近な人に親しみを持ち、自らかかわろうとする。	・共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。 ・身近な人に挨拶をしようとする。 ・友だちとのかかわりの中でルールを知る	・簡単なルールのある遊びを通して、友だちとのかかわりかたを知る。 ・遊びの準備や片づけなどを、保育教諭等や友だちと一緒にしようとする。 ・自己主張し、大人に受け止めてもらいながら相手の気持ちに気づく	・自分の思いを伝えたり、表現したりしながら、友だちと共感して遊ぶ楽しさを味わう。 ・成長したことを喜び、進級を楽しみにする。
	Ⅲ環境（自然や身近な環境にかかわる力）	・身近で親しみやすい草花や虫などに触れる。	・水や土などに触れ、夏の遊びを楽しむ。 ・生き物や植物に興味を持ち、世話をするのを見たり手伝ったりする。	・集めた木の実や木の葉を使って並べたり、比べたりすることを楽しむ。	・秋の自然に触れる中で、自然物に興味・関心をもつ。	・霜や氷、吐く息の白さなど、冬の自然の不思議さに触れ、興味をもつ。 ・春を楽しみに待つ。 ・遊びや生活の中で、大小・長短・多少などを知る
	Ⅳ言葉（思いを伝える力）	・日常の挨拶を進んでしようとする。 ・絵本や紙芝居を見たり聞いたりすることを楽しむ。	・したいことやしてほしいことを保育教諭等に身振りや知っている言葉で伝えようとする。 ・生活の中で必要な言葉が分かる。	・経験したことや楽しかったことを保育教諭等や友だちに自分なりの言葉で話そうとする。 ・絵本を見たり、読んでもらったりする中で、さまざまな言葉に興味をもつ。	・園生活におけるさまざまな人とかかわりの中で、生活に必要な言葉を知っていく。 ・遊びの中で保育教諭等や友だちとの言葉のやりとりを楽しむ。	・保育教諭等や友だちの話を聞こうとする。 ・繰り返しのあるお話に興味をもって、見たり聞いたりすることを楽しむ。
	V表現（感性豊かに表現する力）	・保育教諭等と一緒に歌ったり、手遊びしたりすることを楽しむ。 ・いろいろな素材を使って描いたり、作ったりすることに興味をもつ	・さまざまな歌に興味を持ち、楽しく歌う。 ・自分の思いや経験を話しながら、のびのびと描いたり、作ったりすることを楽しむ。	・音楽に合わせて体を動かしたり、踊ったりすることを楽しむ。 ・自分でイメージをもって、描いたり、作ったりする。	・友だちと一緒に歌ったり、簡単な打楽器を使ってリズム遊びを楽しむ。	・友だちと歌うことを楽しみ、一緒に表現したり、踊ったりする。 ・絵本の世界を楽しみ、共通のイメージをもってごっこ遊びを楽しむ。
●環境構成 ★保育教諭の援助		●靴箱、ロッカー等にしるしを付けたり、グループを作るなど自分の場所という安心感をもてるようにする。（★園生活の流れや身の回りの始末の仕方を繰り返し知らせる。） ★身の回りのことを自分の力でできるように援助をする。	●砂、水、泥、土粘土など可塑性のある素材に十分に触れ、全身でその感触が味わえるような時間や場所を確保する。	●全身を使った遊びを繰り返し楽しめるような環境を工夫する。 ★子どもの興味、関心があるものを把握し、やってみたいという気持ちを大切に	●身近な自然に触れ、興味を引き出せるような環境をつくる。 ●親しみのある音楽に合わせて表現する楽しさを味わえるようにする。 ★その子なりの表現を認め、保育教諭等と一緒に楽しむ。	●季節感のある遊びや行事を通して、みんなで遊ぶ楽しさが味わえる環境を工夫する。 ★自分でできるようになったことを認め、進級への期待や自信に繋げていく。

		I 期（４～５月）	Ⅱ期（６～８月）	Ⅲ期（９～１０月）	Ⅳ期（１１～１２月）	Ⅴ期（１～３月）
ねらい		・新しい環境に慣れ、保育教諭等や友だちに親しみを感じながら生活する。 ・友だちの遊びに関心を示し、一緒に好きな遊びを楽しむ。	・気の合う友だちと一緒にいろいろな遊びを楽しむ。 ・園生活の流れが分かり、自分から進んで行動しようとする。	・簡単なルールのある遊びを知り、保育教諭等や友だちと遊ぶ楽しさを味わう。 ・友だちと一緒に戸外で十分に体を動かして遊ぶことを楽しむ。	・季節を感じ取り、身近な自然にかかわって遊ぶ。 ・友だちと考えを出し合いながら、いろいろな遊びを楽しむ。	・友だちとのつながりを深めながら園生活を楽しむ。 ・進級への期待をもち、生活の流れに見通しをもって過ごす。 ・冬の自然現象や春の訪れに興味や関心をもつ。
養護		・基本的な生活習慣が身につき、見通しを持ち、生活できるように促す ・自らの体調の変化に気づき、衣服の調節ができるように声をかける。 ・年長への期待を持ち、いろいろな活動に意欲的に取り組めるようにする。 ・活動を通じて自信を持ち、保育教諭等や友だちとの信頼関係を築けるようにする。				
内容	Ⅰ健康(健康な体をつくる力)	・基本的な生活習慣が身につき、自分で行うようにする。 ・保育教諭等や友だちと一緒に十分に体を動かして遊ぶ。	・水遊びやプール遊びを楽しみ、水の心地よさを感じる。 ・自分の体に関心をもち、進んで衣服の着脱を行う。	・様々な運動遊びに興味や関心をもち、友だちと一緒に取り組む楽しさを味わう。 ・遊具や用具の安全な使い方を知る。	・色々な遊具や用具を使い、友だちと遊ぶ。 ・自分で衣服の調整を行い、健康管理に気をつける。	・寒さに負けず体を十分に動かすことを楽しむ。 ・冬の健康生活に必要な生活習慣を身につける。
	Ⅱ人間関係(人とのかかわる力)	・保育教諭等や友だちと触れ合って遊ぶ。 ・園生活に必要なきまりや約束があることを知り、守ろうとする。	・気の合う友だちと一緒に好きな遊びをする。 ・異年齢児に関心をもち、かかわって遊ぶ。	・いろいろな友だちとかわって遊ぶ。 ・共同の遊具や用具を大切にし、順番に使う。	・ルールを守りながら、友だちと一緒に集団遊びを楽しむ。 ・地域の人々と触れ合い、親しみをもつ。	・友だちと思いや考えを出し合いながら遊ぶ。 ・成長を喜び、身近な人への感謝の気持ちをもつ。
	Ⅲ環境(自然や身近な環境にかかわる力)	・身近な飼育動物の世話をしたり、草花・虫などに触れる。	・土・砂・水などで遊び、気持ちよさを味わう。 ・植物や野菜に親しみ、世話をすることを楽しむ。	・木の実や木の葉を集めたり、遊びに取り入れたり、秋のみのりを喜ぶ。	・身近な木々の美しさや、変化を感じ取り、色や形に興味をもつ。	・冬の自然事象に興味をもち、発見したり、不思議さを感じたりする。 ・遊びの中で文字や数に興味をもつ。
	Ⅳ言葉(思いを伝える力)	・保育教諭等や友だちの話を聞いたり、自分の気持ちを伝えようとしたりする。 ・友だちと一緒に絵本を見たり、読んでもらったりすることを楽しむ。	・集団の中で保育教諭等の話を聞こうとする。 ・生活や遊びに必要な言葉の使い方を知る。	・保育教諭等や友だちの話に興味や関心をもち、親しみをもって聞く。 ・いろいろな絵本や物語などに親しむ。	・相手に分かるように自分の思いを伝えようとする。 ・お話の世界を友だちと一緒に楽しむ。	・友だちの話を聞いて相手の思いに気づく。 ・絵本のお話などからイメージを膨らませ、言葉で表現する。
	Ⅴ表現(感性豊かに表現する力)	・歌をうたったり、体を動かしたりして楽しむ。 ・身近な素材を使って、描いたり作ったりする。	・身近な生活体験をごっこ遊びに取り入れて、友だちと遊ぶ。 ・イメージを広げ、様々な素材や道具を使って描いたり作ったりする。	・いろいろな材料や用具を使って見たことや感じたことを表現しようとする。 ・自分の思いを伝えながら、友だちと一緒に作ったもので遊ぶ楽しさを味わう。	・友だちと一緒にイメージを共有し、作ったり、描いたりすることを楽しむ。 ・友だちと一緒にうたったり、音楽にあわせて楽器を鳴らしたりすることを楽しむ。	・お話の世界の中で友だちと一緒になりきって表現する。 ・いろいろな素材を使い、工夫してイメージしたものを作る。
●環境構成 ★保育教諭等の援助		●持ち物の準備や後始末が自分でできるよう、遊具や用具の表示の仕方や場を工夫する。 ★安心して園生活が送れるように新しい環境の中で友だちとかかわりがもてるような言葉かけをする。	●興味、関心に応じて、自ら遊びや活動に取り組めるよう環境を構成する。 ★友だちとかかわりながら遊んでいる姿を認め、トラブルがおこったときは保育教諭等が思いを受け止め、互いの思いを伝える。	●一人ひとりの興味、関心に応じて活動への意欲がわくよう、いろいろな素材や用具を十分に用意する。 ★個人差があることを考慮し、一人ひとりの頑張っている姿や成長したことを認め励ます。	●共同で使う遊具や用具を自分たちで分けたり整理したりできるよう、置き方を工夫する。 ★個や集団で遊ぶ中で相手の気持ちが分かるよう、保育教諭等が仲立ちをすすめる。	●目標に向かって取り組めるよう言葉かけを充分に行い、自ら取り組めるよう遊具や用具を準備する。 ★進級への期待の支えとなるようなかかわりや言葉かけを意識する。

		I 期（４～５月）	Ⅱ期（６～８月）	Ⅲ期（９～１０月）	Ⅳ期（１１～１２月）	V 期（１～３月）
ねらい		・年長になった喜びや自覚をもち、進んでさまざまな活動に取り組む。 ・春の自然に親しみ、取り入れて遊ぶ。	・思ったこと、感じたことを伝え合う楽しさを味わう。 ・身近な動植物に親しみ、その成長や変化に興味や関心をもつ。	・友だちとのつながりを深め、互いに思いや考えを出しながら一緒に遊びを進めていく楽しさを味わう。 ・目的をもって活動に取り組み、自己を十分に発揮する。	・友だちと共通の目的をもって、遊びを創り上げ、やり遂げる喜びと充実感を味わう。 ・イメージを広げ、さまざまな方法で表現する楽しさを味わう。	・成長した喜びや感謝の気もちをもち、入学への期待と自覚をもつ。 ・冬の自然現象や春の訪れに気づき、自然の不思議さや生命力を感じる。
養護		・自分の身体を大切にし、基本的生活習慣を確立する。 ・友だちどうしで認め合い、みんなで達成感の持てる取り組みができるようにする。 ・主体的、意欲的に生活が送れるようにする。 ・ありのままの自分を受けとめ、間違っても失敗してもやり直せるように見守る。				
内容	I 健康（健康な体をつくる力）	・遊具や玩具で遊ぶ中で安全に気をつけて行動する。 ・進んで戸外で遊ぶ。 ・食物の役割を知り、色々な物を食べようとする。	・自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 ・食べることに興味をもち、野菜を栽培する楽しさを味わう。 ・水の心地よさを感じながら、楽しんで身体を動かす。	・災害時などの行動の仕方がわかり安全に気を付けて行動する。 ・友だちや保育教諭等と一緒に目的をもって身体を動かすことを楽しむ。	・体を十分に動かしながら、いろいろな運動遊びに進んでとりくむ。 ・衣服を調整し、体温調節を行う。	・食事のマナーや時間を意識しながら食べる。 ・身の回りの整理整頓を丁寧に行う。
	Ⅱ人間関係（人とかかわる力）	・きまりの大切さや必要性に気づき、守ろうとする。 ・年長になった自覚をもち、年少児に優しくかかわろうとする。	・互いに思いや考えを出し合いながら、相手の思いを理解しようとする。 ・年少児を誘ったり、一緒に遊んだりして進んでかかわる。	・ルールや役割などを話し合い、友だちと協力して遊びを進める。 ・友だちと協力してやり遂げた時の達成感を味わう。	・友だちと一緒に遊びを発展させる楽しさを味わう。 ・互いの思いを伝え合いながらトラブルなどを自分たちで解決しようとする。 ・地域の人々と触れ合い親しみをもち、人とかかわる楽しさを知る。	・共通の目的に向かって役割を分担したり、協力したりしながら遊びをつくり上げていく。 ・心身の成長を喜び、世話になった人々への感謝の気もちや入学への期待をもつ。
	Ⅲ環境（自然や身近な環境にかかわる力）	・身近な動植物や自然に触れ、遊びに取り入れる。 ・飼育や栽培活動を通して、生命の大切さに気づく。	・身の回りの事象に興味をもったり、季節の変化に気づいたりする。 ・水や土、泥などの夏ならではの遊びを思い切り楽しみ、開放感を味わう。	・身の回りのいろいろな事象に関心をもち、試したり調べたりする。 ・自然物を使って工夫し、いろいろな遊びを楽しむ。	・身近な自然の美しさに気づいたり、発見したりして感動を共有する。 ・秋の収穫の喜びを味わい、感謝の気もちをもつ。	・氷・霜など冬の自然事象や春の訪れに興味・関心をもち、見たり試したりして遊ぶ。 ・生活の中で数量・図形・文字に興味や関心をもつ。
	Ⅳ言葉（思いを伝える力）	・使う言葉を選び、自分の思いを適切に表現しようとする。 ・保育教諭等や友だちと考えやイメージを出し合って遊ぶことを楽しむ。 ・いろいろな分野の絵本などに親しむ。	・友だちとイメージを共有しながら、遊びを楽しむ。 ・自分たちでやり取りをしながら、話を広げる楽しさを味わう。	・相手の話をよく聞いたり、相手に分かるように話し、やり取りをする中で互いに認め合おうとする。 ・絵本の世界で想像を膨らませ、聞くことや自分で読むことを楽しむ。	・発見したことや驚きを友だちや保育教諭等に話したり、共感してもらうことに喜びを感じる。 ・文字に興味や関心をもち、生活や遊びの中に取り入れようとする。	・経験したことや思いなどを、みんなの前で話す。 ・話す相手によって使う言葉や話し方がちがうことに気づく。 ・身近な人々に感謝の気もちを言葉で伝える。
	V 表現（感性豊かに表現する力）	・いろいろな素材や用具に親しみ、描いたり、つくったりすることを楽しむ。 ・友だちと一緒に楽しくうたったり、リズムに合わせて身体表現を楽しむ。	・自分のイメージを広げながら、試したり、考えたり、工夫して表現することを楽しむ。 ・友だちの表現に興味をもって見たり一緒に表現することを楽しむ。 ・楽器を使ってリズム遊びを楽しむ。	・材料や用具を目的に応じて使おうとし、自分のイメージを表現しようとする。 ・友だちと一緒に歌の雰囲気を感じながらうたったり、楽器を使って合奏することを楽しむ。	・友だちとイメージを共有しながら、いろいろな方法で表現しようとする。 ・友だちと心を合わせてうたう心地よさを感じたり、合奏することを楽しむ。	・うたうことや合奏を通して友だちと一緒に表現する楽しさを味わう。 ・いろいろな用具や素材を使い、遊びに必要なものを友だちと相談したり、協力したりしながら作る。
●環境構成 ★保育教諭の援助		★年長児になった喜びに共感し、進んで活動しようとする意欲を受け止める。 ●親しみのある用具や素材、使ったことのある遊具などを用意し、スムーズに新しい環境になじめるようにする。	●自ら興味をもってかかわれる環境を準備して、自由に表現活動ができるようにする。 ★一人ひとりの取り組みやグループ活動の様子を知らせ、友だちの動きを意識し、良さに気付けるようにする。	●自分たちで相談したり協力したりしながら、生活や遊びが楽しめるように場や時間の工夫をする。 ★一人ひとりのがんばりを友だちどうしで認め合い、目標に向かって一緒に活動できるようにする。	●自然物で遊んだり、遊びに必要なものを作ったりできるように材料や用具を身近に用意しておく。 ★様々な活動の中で共通のイメージをもって活動が進められるように援助し、子ども同士のつながりをさらに深める。	★就学に向けて、期待や自信をもって就学できるように気もちの安定をはかる。 ●遊びや日常生活の中で文字や数量にかかわって遊べるような場をつくる。

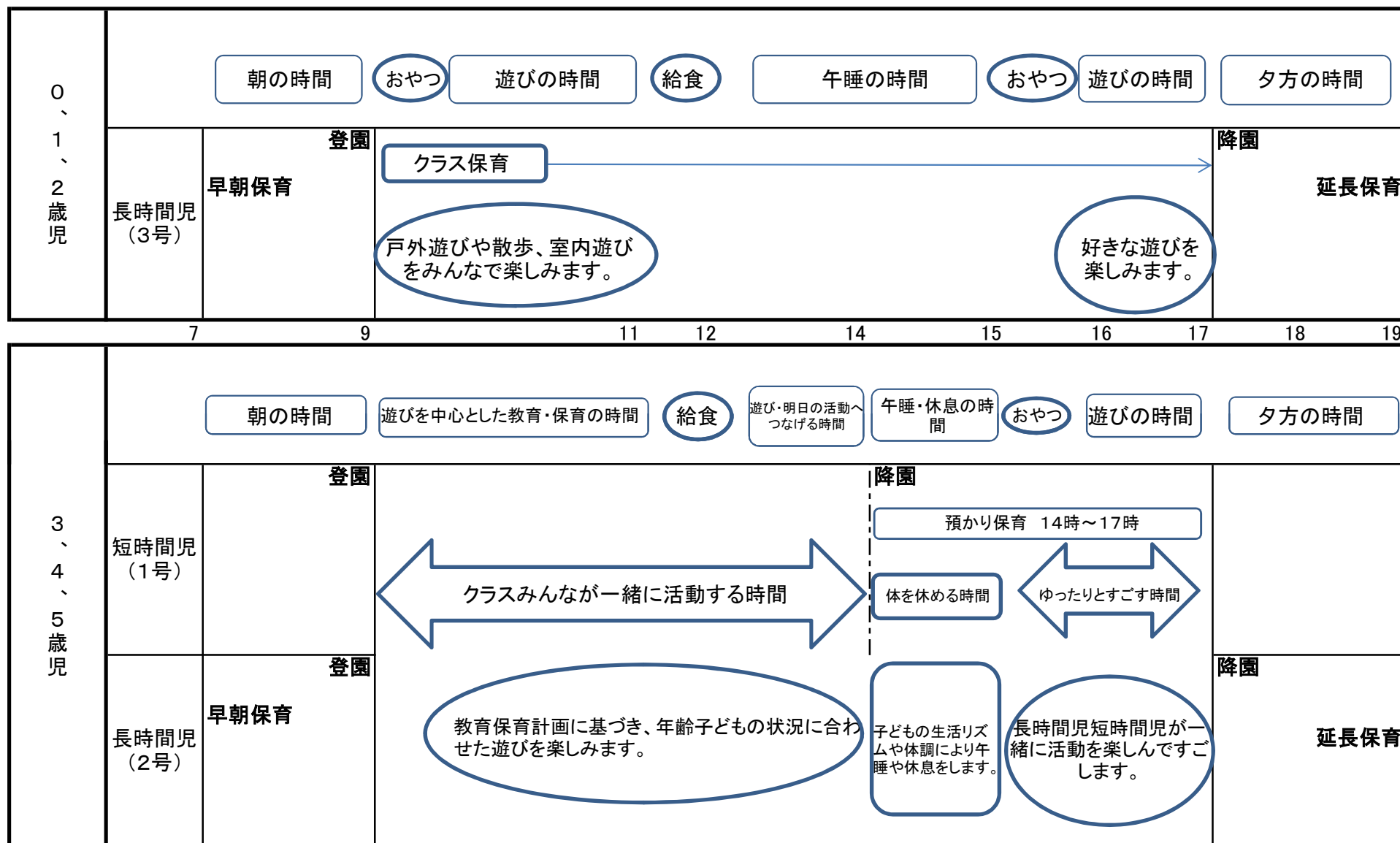
【資料 2】

平成 29 年度幼保連携型認定こども園 開設に向けた課題項目の一覧

【課題項目一覧】

一日の生活流れ	P. 1
預かり保育（幼稚園型）の時間 長期休み中の扱い（1号認定児）	P. 3
給食、おやつ代（預かり保育を利用する1号児の取り扱い、料金設定	P. 4
午睡、ふとん、お昼寝ベッドについて	P. 5
制服・通園カバンについて	P. 6
上靴の使用について	P. 7
入園式・入所進級式・始業式・終業式について	P. 8

一日の生活の流れ(案)



H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	1日の生活の流れ	
経過(これまでの確認事項、決定事項)	生活教育PT会議の中で1, 2, 3, 号認定児(0～2歳児)(3～5歳児)の大まかな生活の流れは作成済み。	
課題整理のポイント	・1, 2号認定児(3, 4, 5歳児)の教育標準時間(14時)以降、預かり保育を希望する1号認定児の過ごし方をどうするか。 ・特に1, 2号認定児(3歳児)の午後(特に12時から14時)の時間設定をどうするか。保育所3歳児は午後13時ごろから午睡している現状があるため。	
案1 長時間、園で過ごす2号認定児の1日の生活の流れを重視した考え方	・教育標準時間終了後、同じクラスの1号認定預かり児と2号認定児は同じ保育室で過ごす。休息及び午睡のゆったりとした時間を設け、一緒におやつを食べ、午後の楽しい活動につなげる。 ・14時前にクラス毎に終わりの会のようなものを設定し、その日の遊びの振り返りや明日の活動につなげていく。 ・3歳児の午後の時間設定については子どもの状況に応じて対応する。(現在保育所だと13時すぎからふとんにいれている。) ・3歳1号認定預り児については2号認定児と一緒に休息及び午睡をする。	
	メリット	デメリット
	・1, 2号認定児が14時以降も一緒にすごすことでクラス集団としての一体感や安心感が生まれる。 ・休息及び午睡のゆったりとした時間を設ける事で安全に午後の活動につなげられる。	・1号認定預かり児が毎日同じとは限らない中、保育の連続性に支障をきたす可能性がある。
案2 教育標準時間という区切りを重視した考え方	・教育標準時間終了後、2号認定児は休息及び午睡、1号認定児は預り保育として別の保育室等を確保し別々に過ごす。 ・14時前にクラス毎に終わりの会のようなものを設定し、その日の遊びの振り返りや明日の活動につなげていく。 ・3歳児の時間設定については子どもの状況に応じて対応する。(現在保育所だと13時すぎからふとんにいれている)	
	メリット	デメリット
	・教育標準時間という区切りを重視する。	・子どもにとっては時間帯によって一緒に過ごす集団が変わり安心してすごせない。 ・保育室及び保育教諭が時間帯によって変わるようになる。

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	預かり保育(幼稚園型)の時間 長期休み中の扱い(1号認定児)																	
経過(これまでの確認事項、方向性)	<現状> 水曜、祝日、長期休業を除く週4日のうち3日間実施 14時～16時(2時間300円) 14時～17時(3時間400円) 週3日の実施については、水曜が午前保育である現状や週1日園庭開放を実施している現状がある為平成27年度より預かり保育支援協力者(有資格者 報償費1200円/h)を1名配置。 現状、幼稚園では「おやつ」は家より持参しているが、認定こども園になれば園(調理員)で対応が可。 <今後の方向性> ◎水曜日も給食を提供する予定で、預かり保育については月曜～金曜日の平日5日間実施する方向。 ◎長期休み中の預かり保育の実施についても利用料に留意しながら実施していく方向。																	
課題整理のポイント	①長期休み中の預かり保育実施に伴う利用料について ・2号認定を取得した際の保育料の整合及び一時預かり事業(一般型)の利用料との整合を検討する必要がある。 ②おやつ代の徴収金額について ・公立保育所給食費から算定(牛乳代+幼児おやつ代(昼のみ)) ③預かり保育の園児の14時以降の過ごし方(休息タイム等)について ・長時間保育の園児(2号・3号認定児)と1号認定児を同じクラスの中で分けない方向。 ④預かり保育支援協力者の配置について ・配置の有無、有の場合の所管(現行:学事課)																	
案	①長期休みの取り扱い <table><tr><td>実施日</td><td colspan="2">月曜～金曜日</td></tr><tr><td>実施時間</td><td>9時～13時</td><td>9時～17時</td></tr><tr><td>利用料</td><td>500円(食事込み)</td><td>1000円(食事・おやつ込)</td></tr></table> ②おやつ代の徴収金額について(長期休み以外) おやつ代100円程度(要調整) ③同じクラスの長時間保育の園児(2号・3号認定児)と預かり保育の1号認定児と一緒に休息タイムを過ごすこととする。おやつは2・3号認定児と同様に園から提供する(別途おやつ代は徴収)。 <table><tr><td>メリット</td><td colspan="2">デメリット</td></tr><tr><td>①1号認定児が長期休み中に保育所の一時預かり(一般型)を現状利用していることから、認定こども園で長期休み中に預かり保育を実施することで就労型、リフレッシュ型の利用定員の確保ができる。 ②同じクラスの長時間保育の園児(2号認定児)と1号認定児と一緒に休息タイムを過ごす中で、家から持参のおやつ、園の手作りおやつという差を解消することができる。</td><td colspan="2"></td></tr></table>			実施日	月曜～金曜日		実施時間	9時～13時	9時～17時	利用料	500円(食事込み)	1000円(食事・おやつ込)	メリット	デメリット		①1号認定児が長期休み中に保育所の一時預かり(一般型)を現状利用していることから、認定こども園で長期休み中に預かり保育を実施することで就労型、リフレッシュ型の利用定員の確保ができる。 ②同じクラスの長時間保育の園児(2号認定児)と1号認定児と一緒に休息タイムを過ごす中で、家から持参のおやつ、園の手作りおやつという差を解消することができる。		
実施日	月曜～金曜日																	
実施時間	9時～13時	9時～17時																
利用料	500円(食事込み)	1000円(食事・おやつ込)																
メリット	デメリット																	
①1号認定児が長期休み中に保育所の一時預かり(一般型)を現状利用していることから、認定こども園で長期休み中に預かり保育を実施することで就労型、リフレッシュ型の利用定員の確保ができる。 ②同じクラスの長時間保育の園児(2号認定児)と1号認定児と一緒に休息タイムを過ごす中で、家から持参のおやつ、園の手作りおやつという差を解消することができる。																		
(その他)	①国の幼稚園型預かり保育の基準に則して実施する(配置職員の体制、資格、その他) (人員配置は、3才20:1、4～5才30:1、配置職員は原則2名以上必要であるがこども園からの支援が受けられる場合は基準を満たすとき専任職員は1名でも可など) 預かり保育協力員については、国の基準に沿った実施を行う際に必要と考える。 <table><tr><td>メリット</td><td colspan="2">デメリット</td></tr><tr><td>預かり保育協力員の配置は法的に保障させているため、予算化すれば、一定の補助がある。一定、職員の体制補充となる。</td><td colspan="2"></td></tr></table>			メリット	デメリット		預かり保育協力員の配置は法的に保障させているため、予算化すれば、一定の補助がある。一定、職員の体制補充となる。											
メリット	デメリット																	
預かり保育協力員の配置は法的に保障させているため、予算化すれば、一定の補助がある。一定、職員の体制補充となる。																		

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	給食、おやつ代(預かり保育を利用する1号児の取り扱い、料金設定)																
経過(これまでの確認事項、決定事項)	1号認定児は「おかず代+米代」を給食費として徴収する。 1号認定児の預かり保育利用者から、おやつ代を徴収する。																
課題整理のポイント	・月額制にするか、日額制にするか。 ・市内の民間こども園の1号認定児の給食費との比較(市内民間こども園平均約5,200円) ・市内の公立小学校の給食費との比較(小学校低学年の給食費はおかず・米・牛乳込で1食235円) ・子ども・子育て支援交付金「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の補助の考え方との整合性について(生保世帯のみ予定)																
案	◆1号認定児の給食費は、年額41,000円。月額3,700円で徴収。(8月徴収しない) また、2号認定児の主食費に出席日数による減免を適用しているため、1号認定児にも適用。 月のうち11日以上児童が給食を食した場合は全額徴収し、10日以下の場合は半額を徴収する。 (休業期間がかかる7月、12月、1月、3月においても適用) ◆1号認定児の預かり保育時のおやつ代(牛乳含む)は100円程度で徴収。 それぞれの積算根拠は下記参照 公立認定こども園の1号認定児給食費積算 <table><tr><td>3歳以上児(1号認定児)</td><td>日額</td></tr><tr><td>賄材料費(米・おかず)</td><td>216</td></tr></table> <table><tr><td>長期休業日を除く…</td><td>年間出席日数</td><td>年額</td></tr><tr><td></td><td>193</td><td>41,688</td></tr></table> …年額41,000円 (月額3,700円。8月徴収なし) 預かり保育時のおやつ代 100円程度 ※参考 高槻市の1号認定児給食費積算方法 予算上の2号児の賄材料費から割り戻し、1食234円(おかず・米) 1食234円×128日程度(1号認定児が年間で給食を食べる日数 月・火・木・金)=年額30,000円 <table><tr><td>メリット</td><td>デメリット</td></tr><tr><td>1案より月額ベースで保護者負担が軽減される。</td><td>・小学校低学年の給食費が1食235円であるのに対し、食べる量が比較的少ない幼児の給食費が1食216円であるのは、若干高いのではないかと。(⇒反面、小学校は大量購入のため、割安になっている。) ・民間園との保護者負担の格差が生じる。</td></tr></table>			3歳以上児(1号認定児)	日額	賄材料費(米・おかず)	216	長期休業日を除く…	年間出席日数	年額		193	41,688	メリット	デメリット	1案より月額ベースで保護者負担が軽減される。	・小学校低学年の給食費が1食235円であるのに対し、食べる量が比較的少ない幼児の給食費が1食216円であるのは、若干高いのではないかと。(⇒反面、小学校は大量購入のため、割安になっている。) ・民間園との保護者負担の格差が生じる。
3歳以上児(1号認定児)	日額																
賄材料費(米・おかず)	216																
長期休業日を除く…	年間出席日数	年額															
	193	41,688															
メリット	デメリット																
1案より月額ベースで保護者負担が軽減される。	・小学校低学年の給食費が1食235円であるのに対し、食べる量が比較的少ない幼児の給食費が1食216円であるのは、若干高いのではないかと。(⇒反面、小学校は大量購入のため、割安になっている。) ・民間園との保護者負担の格差が生じる。																
(その他)	・一食当たりの食材料費(おやつ・牛乳を除く)として金額を計算するという手法は原則的にそうであるが、小学校低学年が牛乳を含めて235円である状況や搬入方式をとる民間園では配送費、人件費も含めて1食当たり260～300円程度で実施されている状況から見て主食・副食のみで216円は割高と感じられる。 ・小学校低学年の給食費235円には牛乳(55円)も含まれているため、牛乳以外で180円。おやつ分を除外して165円。栄養摂取量からの逆算を行っても150円程度が適当と思われる。 ・従来、弁当持参であった1号認定児にとって200円を超える負担は過大と感じられる状況もあるものと思わ <table><tr><td>メリット</td><td>デメリット</td></tr><tr><td></td><td>民間園との保護者負担の格差が広がる。</td></tr></table>			メリット	デメリット		民間園との保護者負担の格差が広がる。										
メリット	デメリット																
	民間園との保護者負担の格差が広がる。																

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	午睡、ふとん、お昼寝ベッドについて	
経過(これまでの確認事項、決定事項)	【保育所現状】 ＜午睡＞0歳児～5歳児後半まで午睡実施 ふとんを個別で持参。(週1で持ち帰り) 【幼稚園現状】 ＜午睡＞なし 平成27年度より預かり保育を17時まで実施しているが、午睡は実施していない。 ＜今後の方向性＞ ◎お昼寝ベッドの導入は決定。	
課題整理のポイント	＜午睡・休息の考え方＞ ・5歳児の午睡・休息について就学前教育の視点からいつまで必要か検討。 ＜ベッドの使用開始年齢＞ ・子どもの安全面について(何歳児からベッドの使用が適当か。開始時期の選択の決定:1歳～4歳) ・衛生面について(アレルギー対策、ほこり、ダニ等) ・保護者負担の軽減(ふとんの持ち込み)	
案1 ベッド使用(3～5歳) 考え方:1号及び2号 認定児を対象	＜午睡・休息＞2号認定児は、基本的には5歳児後半まで午睡・休息を実施(4、5歳児については休息タイム) 預かり保育の1号認定児も一緒に休息タイムとしてゆったり過ごす時間を設ける。 0歳児～2歳児まではふとんを持参。 3歳児～5歳児は園で用意したベッドを使用し、タオルケット等の持参のみ。	
	メリット	デメリット
	・ベッドを使用することで3歳児～5歳児の保護者のふとんを持参する負担は軽減できる。 ・ベッドはメッシュ加工になっており風通しもよく衛生面に優れている。	
案2 ベッド使用(1～5歳) 考え方:衛生面を最大限考慮し早期導入、保護者負担の軽減策	＜午睡・休息＞2号認定児は、基本的には5歳児後半まで午睡・休息を実施(4、5歳児については休息タイム) 預かり保育の1号認定児も一緒に休息タイムとしてゆったり過ごす時間を設ける。 0歳児はふとんを持参。 1歳児～5歳児は園で用意したベッドを使用し、タオルケット等の持参のみ。	
	メリット	デメリット
	・ベッドを使用することで1歳児～5歳児の保護者のふとんを持参する負担は軽減できる。 ・ベッドはメッシュ加工になっており風通しもよく衛生面に優れている。	
案3 ベッド使用(4～5歳) 考え方:1号認定児と2号認定児の在園時間の違いを考慮(午睡と休息の区別)	＜午睡・休息＞2号認定児は、基本的には5歳児後半まで午睡・休息を実施(4、5歳児については休息タイム) 預かり保育の1号認定児(4、5歳児)も一緒に休息タイムとしてゆったり過ごす時間を設ける。 0歳児～3歳児まではふとんを持参。 4歳児～5歳児は園で用意したベッドを使用し、タオルケット等の持参のみ。	
	メリット	デメリット
	・ベッドを使用することで4歳児～5歳児の保護者のふとんを持参する負担は軽減できる。 ・ベッドはメッシュ加工になっており風通しもよく衛生面に優れている。	
案3の一部変更案	・案3と同じ。(追加項目) ・3歳児以上は、教育課程の時間内はクラスでの活動とする。(午睡・休息時間は教育課程の時間外とする。)	
	メリット	デメリット

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	制服・通園カバンについて	
経過(これまでの確認事項、決定事項)	【保育所現状】 ・制服なし、カラー帽子(市予算貸与) ・通園カバンは3歳児クラス以上あるが指定はしていない。 【幼稚園現状】 ・体操服上下(ポロシャツ)、上着、通園帽子、カバン、絵本カバン、通園靴(指定していない園もあり) ・デザインは園によって違うものを使用している。	
課題整理のポイント	・制服等の有無(教育・指導的要素への配慮) ・保護者負担の軽減(保育所の保護者の金銭的負担等) ・小学校へのスムーズな連携(小阪小、縄手南小は制服なし。) ①上着(3,350～3,520円) ②体操服(ポロシャツ)長袖(1,450～2,720円) ③体操服(ポロシャツ)長袖(1,250～2,440円) ④体操服半ズボン(950～1,700円) ⑤カラー帽子(490～495円) ⑥カバン(2,600～2,830円) ⑦くつ(指定なし)	
案1 保護者負担(少～中) (4,140～7,355円) ※金額は参考値	・3歳児から 体操服上下 カラー帽子着用(行事の時は着用必須、通園時は自由) 保護者負担(半袖体操服(白)、長袖体操服(白)、半ズボン(紺)、長ズボン(紺)、カラー帽子) <購入の基準> ・園指定はせずに、白無地、紺無地であればよいとする。(保護者負担軽減のため。) ・園でも購入できるようにする。(買いに行く手間が省ける) ※28年度の在園児は、既存の制服で可とする。 ・カバン、靴は自由。	
体操服・カラー帽子。 行事のみ着用。着用率(少)	メリット ・子ども達は(同じ体操服)を着用することにより、一定、自分が通っているこども園の一員としての自覚、一体感が持てる。	デメリット ・保護者の金銭的負担が若干増える。 ・入園式・卒園式に体操服というのはどうか。
案2 保護者負担(中～大) (7,790～14,215円) ※金額は参考値	・3歳児から 体操服上下、カラー帽子着用(通園時着用:体操服は複数枚必要となる。) 保護者負担(半袖体操服(白)2枚、長袖体操服(白)2枚、半ズボン(紺)2枚、長ズボン(紺)2枚、カラー帽子) <購入の基準> ・園指定はせずに、白無地、紺無地であればよいとする。(保護者負担軽減のため。) (汚れた場合の着替えの私服併用) ・園でも購入できるようにする。(買いに行く手間が省ける) ※28年度の在園児は、既存の制服で可とする。 ・寒いときは私服の長ズボンの着用も可。 ・カバン、靴は自由。	
体操服・通園時着用。着用率(多)	メリット ・保育所の保護者は毎朝の私服を考えなくてよい。 ・子ども達は制服(同じ体操服)を着用することにより、自分が通っているこども園の一員としての自覚、一体感が持てる。	デメリット ・保護者の金銭的負担が増える。
案3 保護者負担(大) (10,090～13,705円) ※金額は参考値	・3歳児から上着、通園帽子、体操服上下着用 保護者負担(上着、通園帽子、半袖体操服(白)、長袖体操服(白)、半ズボン(紺)) <購入の基準> ・園指定はせずに、白無地、紺無地であればよいとする。(保護者負担軽減のため。) ・汚れた場合の着替えの私服併用 ・寒いときは私服の長ズボンの着用も可。 ・園でも購入できるようにする。(買いに行く手間が省ける) ※上着、通園帽子については園指定 ※28年度の在園児は、既存の制服で可とする。	
制服・通園時着用。着用率(多)	メリット ・保育所の保護者は毎朝の私服を考えなくてよい。 ・子ども達は制服(同じ体操服)を着用することにより、自分が通っているこども園の一員としての自覚、一体感が持てる。 ・入園式、修了式、卒園式の行事などの正装の負担がいない。	デメリット ・保護者の金銭的負担が増える。

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	上靴の使用について	
経過(これまでの確認事項、決定事項)	・幼稚園では4歳児以上は上靴を使用、保育所では全年齢素足で上靴は使用していない。	
課題整理のポイント	・小学校へのスムーズな連携(小学校全園で上靴使用) ・子どもにとって将来的にどちらが望ましいのか。 ・小阪及び縄手南両園の各保育室の園内配置を考慮(既存施設を一部活用している。)	
案 3歳児以上で使用	基本的には3歳児から上靴を使用。 3歳児の園舎が乳児棟と幼児棟どちら側かによって、園ごとに何歳児から上靴を履くかを定めるのも可。 (小阪の3歳児は4, 5歳児と同じ北側既設園舎(保育室は幼稚園仕様(上靴対応))1階に保育室) (縄手南の3歳児は、2歳児と同じ1階(新設園舎)に保育室、4, 5歳児は2階に保育室)	
考え方:1号及び2号 認定児を対象	メリット	デメリット
	・非常災害時等にそのまま外に避難でき、危機回避をするにあたって必要不可欠である。 ・上靴の脱ぎ履き、履き替える際には靴をそろえる、立って靴を履くなどの習慣が身に付く。 ・小学校では全員が上靴を使用しているため、就学前から慣れておいた方がよい。	・保育所では上靴を使用していなかったため、保育所の保護者からすれば金銭的負担が増える。 ・幼児と乳児がかかわる際に、乳児が怪我をする可能性がある。(⇒その点については子どもへの指導で解決できと思われる) ・2号認定児は保育時間が長い、長時間上靴を使用することによる足の健康への影響はないか。⇒影響があるのであれば、午睡後の遊びの時間は、カーペットやゴザの上で遊ぶ場所を設定するなど、靴を脱いで過ごす場を設定すると良いのではないかな。

H29幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目

課題項目	入園式・入所進級式・始業式・終業式について	
経過(これまでの確認事項、決定事項)	・幼保PT会議では、入園式および入所進級式として、1号認定児も2号認定児も同じ日に会するのが望ましいという方向性で一致。	
課題整理のポイント	・＜入園式、進級式の考え方＞ 2号認定児、3号認定児にとっては就労保障の観点から4/1から3/31まで開園している施設である。一方、1号認定児は長期休業期間がある。登園日に差が出るため、式の日程をどのようにするか。(4月1日案と4月10日案) ・入園式は園全体で入園のお祝いをし、1年の始まりの節目とする。子どもの立場保護者の立場からも1, 2, 3号認定児が同じスタートをきるのが望ましい。 ・現在保育所は入所進級式という形で全保護者参加だが、こども園は子どもの数が多いので施設面から190人以上の全保護者の参加は難しい可能性がある。この場合、進級児は通常の保育をしつつ、新入児だけ保護者参加の式をする方法を検討する。 ＜長期休み現行(幼稚園)＞ 夏季休業7/21～8/31・冬季休業 12/25～1/7・春季休業 3/21～4/9 ＜平成29年度の課題＞ ・平成28年度の建設工事が予定どおり進めば3月中旬～下旬に完成予定。 ・小阪・縄手南こども園に配置される保育教諭の半数以上が金岡・六万寺保育所の保育士であり、金岡・六万寺保育所で3月31日まで保育をしている。 ・新年度4月1日の入園式への準備、また引っ越し準備もあるため、H29年度は4月1日に入園式・進級式をするのは難しいのではないかと。	
案1 入園式・進級式(4月1日実施)を2, 3号認定児に合わせた案(始業式は4月10日実施) 春季休業期間は幼稚園と同様、3/21～4/9	メリット	デメリット
	・現行の春季休業規則を変更せず、行える案	1号認定児が入園式後の2日～9日まではまた休業期間となる。
案2 入園式・進級式・始業式(4月10日実施)を1号認定児に合わせた案 春季休業期間は幼稚園と同様、3/21～4/9	メリット	デメリット
	・現行の春季休業規則を変更せず、行える案	2, 3号認定児が入園式の10日まで、式がないまま過ごすことになる。
案3 入園式・進級式を2, 3号認定児に合わせた案(4月1日) 春季休業期間を3/21～3/31に短縮する。	・始業式も含めて4/1～にする。 ・2, 3号認定児がいる中で、園の機能は4/1～始動する観点で整理する。(職員配置、異動等含めて)	
	メリット	デメリット
	・1, 2号認定児を含め、同じクラスの子どもたちが4月1日に入園式・進級式で同時にスタートする。特に3, 4, 5歳児はクラスの一体感がより早くもって保育できる。	・春季休業を幼稚園と異なる期間に規定するため、現行幼稚園の4歳の1号認定児への周知が必要となる、またこれまでの幼稚園の規則内容を変更するため一定市民周知、議会説明等対外的にしていけない対応が必要となる。 ・今まで式終了後にしていた新入保護者と担任との面接、クラス懇談会、園全体の職員会議の開催については別途検討またはやり方の工夫がいる。